

15.9.14

石炭業報會助五

統一礦山學校

號八第・卷五第

行發日八十二月八年五十和昭

昭和十二年四月七日第三編印便易社
昭和十五年八月二十四日正納本 昭和十五年八月二十八日發行

目次

卷頭言(石炭政策今後の課題)	日本石炭會社の業務開始迫る	北支炭田調査より歸りて	北支炭田調査より歸りて
参 考	暴利行為等取締規則改正に就いて	福岡地方礦業振興國聯合會行事	福岡地方礦業振興國聯合會行事
	大炭綜合調査始める	大炭綜合調査始める	大炭綜合調査始める
	支炭田開發活潑化	支炭田開發活潑化	支炭田開發活潑化
	安全週間実施要項	安全週間実施要項	安全週間実施要項
	機帆船に對する重油配給に關する通牒	機帆船に對する重油配給に關する通牒	機帆船に對する重油配給に關する通牒
石炭輸送機帆船歸國視察團	石炭船運賃	石炭船運賃	石炭船運賃
三日に亘り實施	三日に亘り實施	三日に亘り實施	三日に亘り實施
米穀集荷配給新機構	米穀集荷配給新機構	米穀集荷配給新機構	米穀集荷配給新機構
小麦粉を主とする代用食	小麦粉を主とする代用食	小麦粉を主とする代用食	小麦粉を主とする代用食
北支那視察より得た支那人觀と之に基ける對策	荒牧 健造	荒牧 健造	荒牧 健造
石炭配給調整配給規則	令	令	令
陸軍軍械廠令	荒牧 健造	荒牧 健造	荒牧 健造
石炭坑爆破試驗所研究規則	荒牧 健造	荒牧 健造	荒牧 健造
本會會記事	福井 生	福井 生	福井 生
石炭礦業權(試掘採掘異動設定)礦區異動	福井 生	福井 生	福井 生
臨時米穀配給統制規則	福井 生	福井 生	福井 生
米穀統制法	福井 生	福井 生	福井 生
本會炭礦異動	福井 生	福井 生	福井 生
日誌	福井 生	福井 生	福井 生

八月號

行發會助互業礦炭石

版出時同署名の讀必・携必上理管務勞

ふ乞をみ込申て以前りあり限に數部一行發旬中月八

次目要主

發行所

日本礦業新聞社

福岡市蟻園本通一丁目三

總口一ス・金字・函入



福岡錦山監督局立山方著

錢十五圓二價定



福岡縣錦山監督局立山方著

錢十五圓二價定

▲ 第十九章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第二十章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第二十一章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第二十二章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第二十三章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第二十四章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第二十一章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第二十二章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第二十三章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第二十四章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第二十五章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第二十六章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第二十七章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第二十八章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第二十九章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續
▲ 第三十章 賃金支拂額及賃金支拂額夫の手續事由及手續

内容)書名の示す二規則の全般に亘り、實際的取扱方法
釋を試み、實務家の手ひきとして遺憾なからしむ。乞ふ
の指針とすべく、錦山の實情に即して明快、懇切なる解

釋を試み、實務家の手ひきとして遺憾なからしむ。乞ふ
! 關係各位の必携、必讀を!

版出時同署名の讀必・携必上理管務勞

ふ乞をみ込申て以前りあり限に數部一行發旬中月八

次目要主

第六章

第五章

第四章

第三章

第二章

第一章

第十章

第九章

第八章

第七章

第六章

第五章

第四章

第三章

第二章

第一章

第十一章

第十二章

第十三章

第十四章

第十五章

第十六章

第十七章

第十八章

第十九章

第二十章

第二十一章

第二十二章

第二十三章

第二十四章

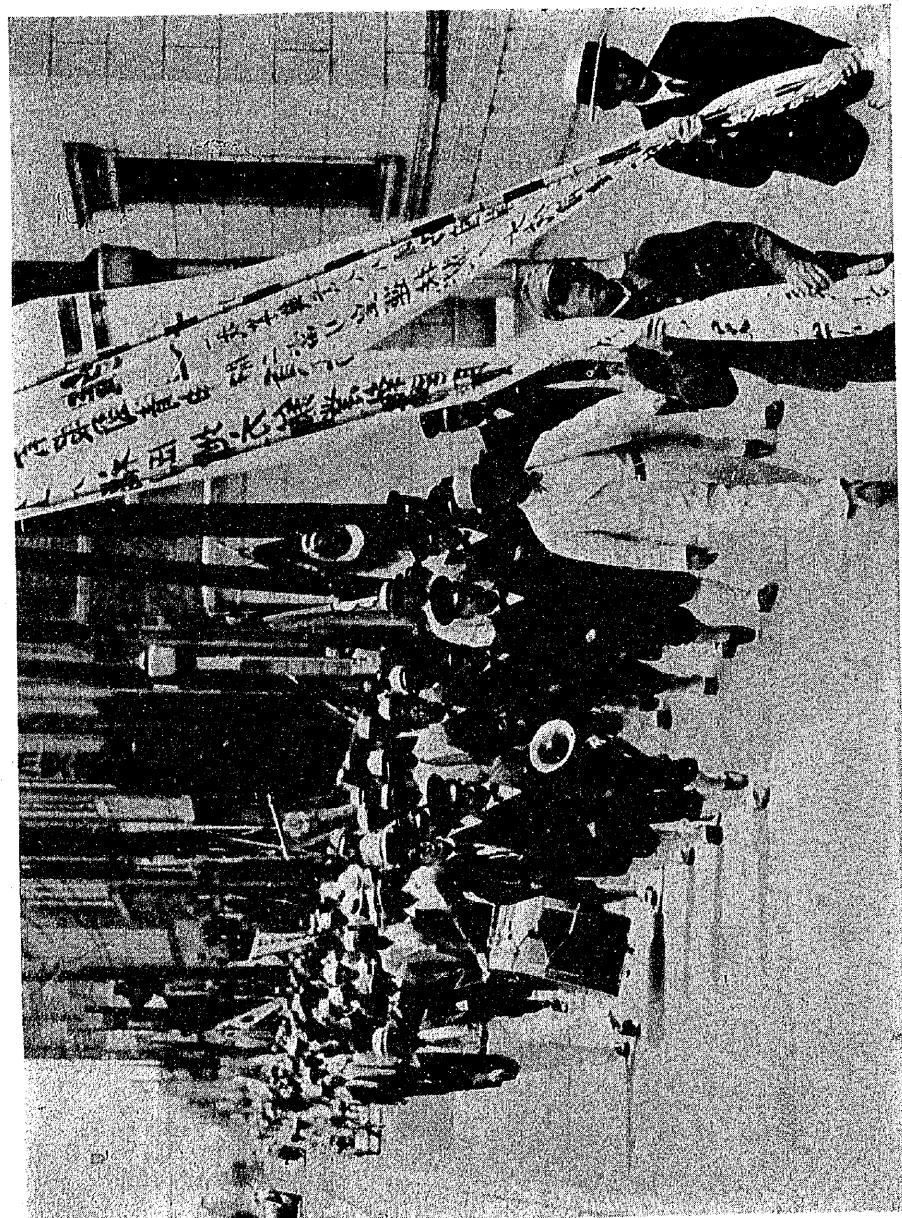
第二十五章

支北炭田視察團一行
吉泰茂加造健牧荒松繁永松
保野久美輝野正



章邱炭於人爾力場

(照參記)



卷頭言

石炭政策今後の課題

我國石炭政策は、石炭配給統制法の實施により、配給部門に於ては、愈々比較的完璧なる体制を整へ、國家の全体的意志に基き、價格嚴守の强行^シ、計畫的配給が行はるゝことなり、新しき出發、劃期的飛躍がなされんとしてゐる。

併し乍ら、該統制法案は言ふまでもなく、單に配給部門の統制に止り、石炭に關する全面的統制ではない。夫は未だ片面の統制であり、車の片輪を取換へたに過ぎない。

隨つて、殘された次の課題は生産部面に於ける統制の實施による、石炭政策の完璧なる遂行であらう。石炭生産面に於ては資本、礦區、労力、技術、資材等に於て、應急的又は不急的に各種の對處すべき重要問題が幾重にも堆積してゐる。併しながら、政府は之に對し爾前の明察を缺ぎ、業者の要望に依り始めて爾後對策を講じ、法案を作成するの憾あり生産面の活潑なる擴充、進展を阻害する傾きがありはしないか。

現在、石炭生産力擴充、增產に於ては、重要礦物增產法、石炭增產獎勵法等があるが、前者は礦產業一般に關する抽象的存在であり、現在のところ、唯單に之の發動のみでは應急的石炭增產は不可能を見てよい。後者は寧ろ、石炭配給統制法案成立に當り其の代價として業者に與へられたるが如き消極的政策は疑問視せざるを得ない。

要するに現在の我國石炭政策は石炭配給統制法による日本石炭株式會社の成立により、第一歩を踏み出したに過ぎず未完成である。石炭の importance は國家の高度の目的達成には今後我々の想像以上に増大するであらう。之に照應して石炭政策も、更に一層徹底した検討と樹立を必要とする。

配給の統制より生産の統制へ而して生産力の合理的、科學的、計畫的擴充促進は今後に残された官民兩者に對する重大課題であらう。(鳴鶴)

北支炭田調査より歸りて

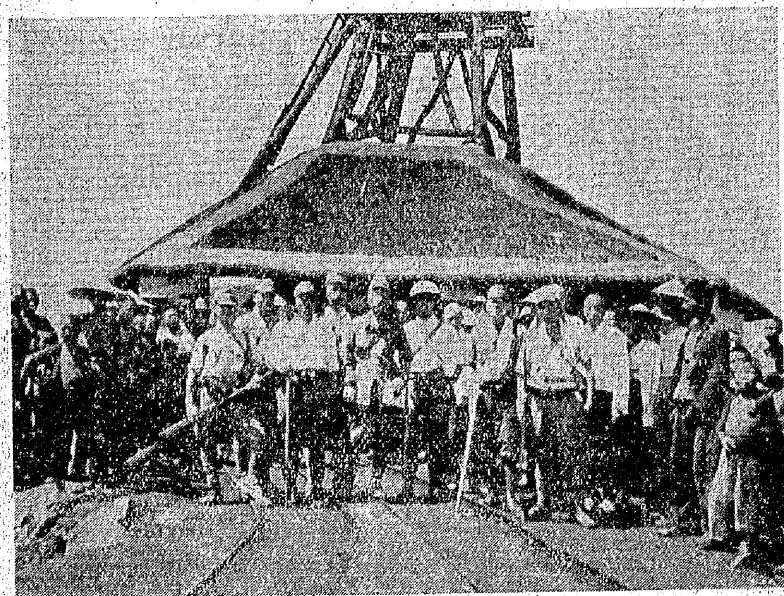
石炭礦業互助會理事 加 茂 泰 吉

石炭對策委員 荒 牧 健 造
久 野 保

我々は今回互助會の援助の下に北支炭田開發を計畫し、去る七月七日故國を出發以來三十八日間に亘り、現地特務機關との緊密なる聯絡の下に各地炭田の視察を行ひ八月十三日歸國した。

そもそも我國の石炭が遠からず掘盡されると言はれたのは隨分以前の話であつたが、掘盡されるところが毎年々々増産の過程を辿つて來た、しかし需要も逐年増加し現在の豫想では生産よりも需要の方がオーバーするものと見られる。内地の石炭が無くなるとは一寸考へられないが、内地炭のみを以て果して將來の需要を賄ふ事が出來るかとなると不安なきを得ないのである。

こゝに於て内地の同業者の中には大陸の宏大な炭量に眼をつけ多少の資本を投資した者もあるが、運搬の不便やその他の種々の事情の爲、所期の目的が舉がらぬのは誠に遺憾とするところである。しかし遅かれ早かれ大陸の石炭は帝國に於て開發しなければならぬ運命にある、然りとすれば我々互助會が先鞭をつけておくのは甚だ有意義である。否寧ろこの炭田開發こそ地理的に言つても一番大陸に近い九州の、しかも熱と意氣を生命とする筑豊に生れた互助會に打つてつけの仕事



西章邱炭田大興礦於一ル行

ではあるまいか、百三十五度の酷暑を犯して、廣漠たる山野を駆け廻る事三十有餘日その間得たる收穫は頗る大なるものがあつた。豫期せざる困難が横たはつてゐた代りには、又豫期せざる寶庫も發見した。我々この寶庫の開かれたる際の状況を想起した時實に血湧き肉躍る氣持を抑へ切れなかつたのである。如何なる犠牲を拂つてもこの寶庫を開き燃料報國の誠を致すべき事を決心した次第であつた。

いづれ詳細なる現地報告は稿を改めて發表する事とし、左には極大略的の事を述べて見たいと思ふのである。

北支那の炭田と言へば内地の

ものは先づ炭量豊富で全山皆是れ石炭と稱せらる

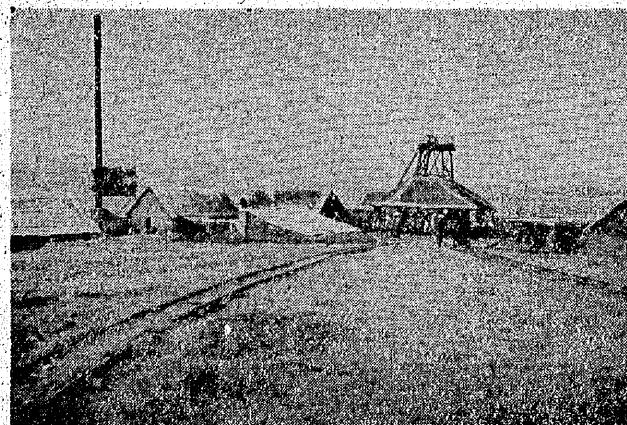
ゝ山西省の大同炭坑を想像するであらう。然しながら我々は斯かる運輸に不便なる地方の即ち市場性の少い地方の炭田を調査するよりは内地との交通運搬の便利なる所を選ぶべしとして今回の調査目標を立てたのである。

即ち北京附近では門頭溝(北京市外五里)蛇里(北京より十里)方面に點在する各炭坑又南下しては徐州地方に於る炭田、更に濟南方面にては淄川博山の各炭坑を見學研究

したのである、そして最後に我々の來りて開發するであらう、炭田を凡ゆる角度より充分に調査検討を遂げて歸つた。

此の炭田の位置は北支山東省章邱縣膠濟線(濟南青島間)明水驛(濟南より十六里)の南部一帶の地域で俗に章邱炭田として知られてゐる地方である。炭層は採掘可能のものが七、八層あつて一米から三米位の厚さがあり我々が取敢へず興亞院に出願して歸つて來た鑛區坪數は約一億三千五百萬坪、カロリー六千乃至七千五百、半無煙炭有煙炭の二種、我々の調査

に依れば淄川博山との同一の炭脈である。



章邱九教授工學博士渡邊久吉氏が大正九年から十二年にかけての章邱縣一帶の精密なる調書を我々に提供せられたが我々の調査と完全に一致して居つた事は近來の快事であつた、渡邊博士にも紹介状を貰つて歸つて來たのであるが同博士は我々が歸國した日に北海道炭田調査中急死せられた由で實に残念であつた。章邱炭田に在る炭坑は總て堅坑で採炭法全く舊式である。

少しだけ機械で排水は牛皮を使ふ處が多い。炭田内に爪漏河と言ふ常時は水の流れがない河がある、七月八月の雨期になると水が流れだす、排水設備が貧弱ながら大部分の炭坑は雨期は休坑の止む無きに至るとして雨期が過ぎれば坑内に充满した水を牛皮や蒸氣ポンプで排水して採炭に取りかかる所もある。坑夫は近村の農夫が通勤である、何しろ山東苦力(人夫)の本場だから労力不足の心配は無用である。納屋は一軒も無い、もつとも之れは淄川博山其他の北支炭坑は何處でも同様である。

一口に言へば章邱炭田は筑豊炭田と匹敵する豊富な炭田で今回の調査でも埋藏量は二億噸以上もあり、精密に調査するならば恐らく五億噸位ありはせぬかと思ふのである。我々互助會員はその尊い経験と勝れたる技術とを以て北支の新天地を開發せねばならない運命にあると信ずる、然るに我々の北支進出に對して或る北支の強力なる財閥會社が故意に妨害しようとした事は國家的見地より見ても甚だ遺憾であると言はねばならぬ。しかし

軍當局、特務機關、興亞院首腦部が我が互助會の意氣と熱を以て北支開發に當らしむべしとの意見に一致してゐるのは心強き次第である。特に軍部では作戦の許す限り絶大の支援を惜しまない事を表意されたが我が互助會は一日も早く資源開發に着手しなければならぬので日々再度の渡支を各方面に約束して歸つて來た。

以上極めて大略を述べたに過ぎないが要するに我々の今回の調査が徒爾に終らざらん事を希望して止まぬ。



(近附鎮祖文) 河渡テサレニ護軍

参考

日本石炭會社の業務開始迫る

日本石炭では十月一日より本格的に業務開始をする事になつてゐるが金融問題、買取價格問題、參與問題等に關し未だ決定に至らず各紙の報導を綜合すれば左の如くである。

金融問題題

日本石炭が愈々本格的に業務を開始した際に於て、最も問題となるのは、日本石炭が各生産業者即ち炭礦業者から一手に買上げた石炭を如何に流して行くかと云ふことであるが、これに就いては、原則的に從來の配給機構をその儘活用する意味に於て、大体從來通りの経路を以て流されることになつてゐるが、例外的に中小炭礦業者から買上げたものに對しては、或ひは必ずしも從來の流れを踏襲しないことある。

開始早々先づ手を着けねばならぬ是重要案件なりとし、愈々中小炭礦の金融緩和を目的に金融部を設置し、中小炭礦の資金難解消に乗出すこととなつた。而して中小炭礦の金融に就いては、藤原前商相も議會に於て屢々積極的に資金の融資を圖る旨を明し、燃料當局としても同様方針を有してゐるが、問題は金融部長に如何なる人物を据へるかにあり、現在の日本石炭の上層部の顔觸れを見る時、何れも昭和石炭並に三井系の所謂大手筋の人物に依つて固められており何れかと云へば中小炭礦の實情には必ずしも精通してゐるとは云ひ難く、従つて金融部長には、特に中小炭礦の實情に精通せる人物であつて、相當思ひ切つた金融を行はしめない限り、折角の中小炭礦救ひの金融部も或ひは名目のみのお題目に終る懸念が多分にあるため、關係筋ではこれが人選に當つては、中小炭礦を統制し得る實力を有し且つ大手筋との調和も圖り得る人物を望んでゐる、なほ右日本石炭の金融部設置に關して、中小炭礦と特殊關係にある大阪の某問屋業者は次の如く語つた。

日本石炭の中小炭礦買上炭に對する配給経路の問題で、これ

まで中小炭礦に投資並に融資してゐた問屋業者が、將來の石炭配給に不安を感じ、相次いで資金の回収を開始し乃至は新たな融資を控へてゐることは事實で、これが中小炭礦の死活に相當大きな打撃を及ぼしてゐることも決して僅少ではない、従つて今度日本石炭に金融部が出來て中石炭の資金難を救ふといふことは、當然日本石炭がやらねばならぬ重要な仕事の一つで、要はその活用の如何にある、如何に極彩色のものであつてもそれが畫餅であつては何にもならない。第一中小炭礦と一口に云ふが幾百幾千とあるそれ等の炭礦は皆それゝ性質を異にしてゐる、此處に炭礦業の特異性があるわけでの復雑多岐に亘つたものを、どう云ふ目安の下に取扱ふのか、それ等の炭礦からの一手買上げも問題だが、これは更に一層問題だと思ふ、勿論その主旨自体は非常に結構なことだが下手をすると飛んでもないことになる、やる以上は日本

も相當肚を決めて取扱るわけであらうが、よく實情と睨み合せてやつて貰いたいものである、よくある官民會社のやうに、下手に融資を頼みに行くと、無闇に手數

ばかり掛つて、舉句の果申譯ほどの金を貸して貰つたのでは何んにもならないこの邊くれぐれも實情に則してやつて貰ひたいものである。

又中小炭礦業者と販賣業者との金融關係は日本石炭會社の設立により著しく阻害されるので日本石炭會社はこれ等中小炭礦の金融緩和を圖るため金融部を設け初代金融部長には大東經理部長兼任となつてゐるが可及的速かに專任金融部長設置が要望されてゐる。

中小炭礦の金融については藤原前商相は議會に於いて屢々積極的に資金の融通を圖る旨を表明し燃料當局としても同様方針を有し、依て金融部長には中小炭礦の實情に精通せる人物を据え相當思ひ切つた金融を行はしめる意向であるが尙此金融部長には中小炭礦との接觸が多いのであるから中小炭礦を統制し得る實力があり且つ大手との調和を圖り得る人物の就任を望んでゐる。

然しこれに對して昭和石炭並に三井系の人物を以つて固められてゐる日本石炭が斯かる人物の就任を許容するか否か頗る注目に値する。

の會社に比し著しく生産費の高いものもあるのでこの高低を充分參照して買上げる爲め大體の目安生産費別に數段の段階による買取基準を設け各統制團體の價格に拘はらず著しき生産費の高低あるものゝ石炭はこの基準によつて買上げることになつてゐる、右兩建により各炭種別買上價格が決定すればこれに買取補償金を加算し、石炭配給統制法に基き各炭礦別に買上げ價格を指定することになつてゐる、然しながら各炭礦別の買上價格指定の内譯は公表せぬことになつてゐる。

買取價格は八月末日までは決定しこれに基いて十月一日までの二ヶ月間に日本石炭會社はこの買取價格によりブル平準化シカロリー次分による販賣價格を決定することになつてゐるが、右買取價格の決定に際しては相當の紛糾混亂は免れぬ模様である、即ち各炭礦とも現在販賣價格以下の販賣は斷然拒否の態度を持し逆に最近の生産費高を理由に或る程度の値上すら要望して居り殊に中小炭礦方面に此要望は熾烈を極めてゐる、しかも燃料局は一般的買取基準の大綱を發表するに止め各炭礦の買取指定價格の構成内

買 取 價 格 問 題

燃料局では日本石炭會社の買收並に販賣價格に關する諸問題として官民より成る委員會を設置すべく準備を進めてゐるが、いよいよ八月中旬之れを設置し直ちに燃料局の買取基準案を諮問し八月末日までに買取價格を決定することになつた、即ち燃料局では目下同委員會機構並に構成について研究を進める一方買取價格決定基準について検討をなし大體成案を得るに至つた。

而してこれが内容は理想としては生産費プラス適正利潤及び炭質によつて買上價格を決定すべきであるとしてゐるが、實際問題としては生産費の算定は不可能に近いので目下各炭礦から徵集してゐる生産費調査資料は單に参考資料に供するのみとし、現在の昭和石炭標準價格、互助會其他中小炭礦統制團體の自肅値段を認め、これ等の値幅は認めて買上されることになつてゐる。

然しながら互助會内に於いても日產化學の如き優良炭礦があり、昭和石炭内に於ても磐城、東邦入山採炭等の如く他譯は公表せぬ方針であるから各炭礦とも自社の指定價格はどの基準に基き且つ買取補償金が幾何加算されてゐるかを知ることを得ざる爲め假令現在炭價よりも極く少額の値下りとなつてゐた場合に於てもその價格變更を要求すること、は明かで、又實際問題として數百の炭礦、數千の銘柄の石炭に公平な買取價格を決定することは不可能に近く、さきの原料炭配給統制規則及び石炭販賣取締規則實施による混乱よりもより深刻なる混亂を惹起することが懸念されてゐる。

尙商工省では日本石炭會社が十月一日には開業するので運くとも八月末日までは買取價格を決定すべくこれが諮詢機關たる買取委員會を八月末日までに設置することとし目下委員會組織並に委員詮衡中であるが同委員長には日本經濟聯盟會長郷誠之助男の就任が殆ど確定的である、なほ委員には各關係官廳官吏並に石炭業者代表及消費者代表約三十名に達する見込みである。

參 與 問 題

開業餘すところ二ヶ月未満となつて日本石炭會社では社員

總動員で開業準備を進めてゐるものゝ互助會其他中小炭礦との連絡協議が圓滑を缺き生産、配給計畫樹立に著しき支障を齎しつゝあり之が支障は運賃諸掛りをブールして加算するに非ざれば價格の統制は不完全極まる結果に陥るわけである。

然しながら一千種に上る石炭について市場プロック別に運賃、諸掛りをブールすることは今後一ヶ月半程度の時日では到底思ひも及ばぬことであるから結局日本石炭は十月一日に開業するが運賃諸掛りブールは延期の外あるまいと見られてゐる。

日本石炭會社はその主要業務に對し株主の意向を反映せしむる爲め株主を以つて參與會を結成することになつてゐるがこれが設置時期は今直ちにこれを置き主要統制事項について諮詢することは問題を複雑化すると共に業務開始を間近に控へ開業準備完成を遅らせるものなりとし九月頃に延期せんとの方針を有してゐる、之に對し燃料局では元來參與會の設置は重要事項諮詢機關として設置するのであるから開業前可及的速かに設置しこれを活用すべきであるとの

意見を有し今後日本石炭が徒らに參與會設置を遲らせる如きことあれば參與會の使命を喪失せしむるものとし近く可及的速かにこれが設置を懇意することになつてゐる。

日石買入、販賣價格問題

日本石炭會社の業務規程は大體成案を得て目下燃料局において字句の修正を行ひつつあるが、買入及び販賣價格に關する要綱は左の如くである。

買入 一、日本石炭會社は内地炭にして坑所または鐵道沿線において販賣するものは坑所貨車積とし積出港を經由して販賣する

は消費都市沖着倣段を以て買入れを行ふ

一、買入れた石炭は炭質及び品質にもとづき種類別に格付して販賣する

一、石炭の買入れに關する價格として買入基準價格、買入基期せんとの方法を以て算出した價格とす

一、買入された石炭は炭質及び品質にもとづき種類別に格付して販賣する

一、内地炭(イ)九州、山口、北海道については海岸炭礦よ

(二)輸移入炭市場沖積とす

り產出する石炭は積出港着とし他の石炭は積出港貨車又は車輛乗とす(ロ)常磐炭その他前項以外の石炭は坑所

貨車

内地炭の買入基準價格及買入豫定數量によりブール平準化の方法を以て算出した價格とす

一、販賣基準價格の建倣場所は買入基準價格の建倣場所とす

(二)輸移入炭市場沖積とす

一、買入價格は内地炭にして買入補償金の交附を受くる石炭は買入原價に買入補償金額を加算した價格とし、その他の内地炭は買入原價とし輸移入炭は買入基準價格とす

一、精算買入價格は内地炭については買入價格に日石が石炭を入れたる者またはその者が會社の承認を受けて指定したるものと日石との協定に係る坑所貨車乗着は積出港貨車又は車輛又は積出港着より販賣荷渡に至るまでに要する輸送費諸掛及諸経費を加算したる價格とし、輸移入炭は買入價格に輸移入業者と日石との協定に係る市場冲積より販賣荷渡に至るまでに要する輸送費諸掛及び諸経費を加算したる價格とす

販賣 一、石炭の販賣に關する價格として販賣基準價格

販賣價格、販賣建倣價格及び精算販賣價格を決定する

一、販賣基準價格は一定の石炭根準規格の種類別等級別に

一、販賣建倣價格は内地炭については販賣價格に日石が石炭を入れたる者またはこの者が日炭の承認を受け指定した者と日石との協定に係る坑所貨車乗積出港貨車乗又は積出港着より販賣建倣場所に至るまでに要する輸送費諸掛とす

掛及諸経費を各市場地区毎に別に定むる方法により「」

ル平準化したる額を加算したる價格とし、輸移人炭につ

いては當該石炭と同一規格の内地炭の販賣建値價格とす

一、精算販賣價格は販賣建値價格に日石が石炭を買入れた

る者又はその者が日石の承認を受け指定したるものと日

炭との協定に係る販賣建値場所より販賣荷渡に至るまで

に要する輸送費及び諸掛を加算したる價格とすること、

但し關東州及び支那以外の地に輸出する者又は外國船に

販賣する爲買入れる者に販賣する場合に於ける精算販賣

價格は別にこれを定むるものとす、一定の販賣荷渡場所

に於いて日石との協定に係る二以上の異なる輸送費及び諸

掛あるときは販賣建値價格に輸送費及び諸掛を別に定む

る方法によりブル平準化したる額を加算したる價格を

以て精算販賣とすることを得るものとす。

△販賣市場地區

一、揚地市場

〔京濱地區〕 東京、神奈川、千葉、茨城及福島縣

〔伊勢灣地區〕 愛知、三重、靜岡

暴利行爲等取締規則 改正に就いて

△販賣建値場所

- 〔阪神地區〕 大阪、和歌山、京都、兵庫、徳島、高知
〔中國及び四國〕 岡山、廣島、山口、島根、鳥取、香川
愛媛縣

〔北陸地區〕 新潟、富山、福井、石川

〔東北地區〕 宮城、山形、岩手、秋田、青森

二、積出市場 九州、北海道、山口

三、沿線市場

- 一、現地市場については荷渡揚港沖着

二、積出市場については積出港乗

三、別に定むる基準市場基準驛貨車乗

暴利行爲等取締規則は昭和十四年商工農林省令第一號を以て
公布せられたのであるが、最近に於ける經濟界の情勢に鑑み之を
一段ご擴大強化し不當の報酬を得て物品の賣買の媒介を爲すことを
防遏すると共に、一層公定價格等の維持勵行を圖る爲今回の改
正を見るに至つたのであつて、改正の要點、注意すべき點は次の
通りである。

るものは主として公定價格品又は協定價格品に關し之等が

併記してなければ、公定價格品又は協定價格品の中の如何なるものが不明（例へば織物に圓内「公」又は「協」、

「許」以下「公」又は「協」「許」と略す「公」と表示してあつても銘仙であるか御召であるか判明しない場合）であつて、「公」又は「協」の表示のみでは表示の實效を期し難い場合である。

（三）寸法、容量、重量、數量等に付いては公定價格の設定ある物品たると又は協定價格として認可せられた、物品たるとを問はず、總ての物品に付必要ありと認むる場合は其の表示を命ずることを得るのである。

（四）舊規則第三條は改正規則第二條、第三項に改められたのであるが、舊規則第三條に基く從前の命令は失效してゐないのであるから、其の命令に違反した者に對しては改正後に於ても處罰し得るのである。

（五）改正規則第二條の但書の規定に依る表示の除外は原則として認めないこととなつてゐるが、純然なる農林水產物の生産者に付いては全般的に除外を認め、左記の者に

特に注意すべき点

（一）改正規則第二條第三項は、例へば公定價格品の表示が微小な爲一見明瞭でない場合、又は赤地紙に公と朱書きしてある爲判讀し難い様な場合には之を適當に改訂せしめる様命じ得ることを定めたのである。

（二）物品の名稱、銘柄、規格、品質、等級、寸法、容量、

付いては特殊の事情ある場合に限り之を認むる事となる。

(註) 價格等統制令施行規則抜粋

う。

(イ) 行商

(ロ) 露店商

(ハ) 入札又は譲賣に依り販賣を爲す者

(ニ) 其の他地方長官に於て表示を命ずるを適當ならずと認むる者

(六) 價格等統制令第六條第二項の規定に依り定めたる法令に於て又は之に基き額を定め又は額の處分のあつた物品

でも、煙草の如き專賣品は改正規則第二條第一項但書の規定に依り表示の除外とせしめる方針である。

(七) 昭和十三年六月商工省農林省告示第九號第一號の價格統制令第二條の適用を受くる物品とは左の如きものも亦之に包含せられて居る。

(イ) 價格等統制令第二條の適用を受くる物品にして同令

施行規則第三條第一項第一號、第三號に掲げられた

物品及同條第二項に依り額を指示せられた物品(但

し同條第一項第二號に掲げられた物品を除く)

(註二)

(ロ) 價格等統制令第二十條に掲げたる規定によつて、年

月日の指定のあつた物品

(ハ) 價格等統制令第四條(註一)及同令施行規則第九條

(註二)の規定に依つて額の引下處分のあつた物品

(註二)

行政官廳へ指定期日ニ於ケル額(中略)が著シク不賞ト認メラル、
トキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ額ヲ引下ケルコトヲ得(下略)
(註二)

(價格等)統制令第四條ノ規定ニ依ル處分ハ主務大臣又ハ
價格等ノ受領者ニ對シ左ノ事項ヲ通知スルニ依リ之ヲ爲ス

一、價格等ノ引下後ノ額

二、引下實施ノ日

(八) 價格等統制令施行規則第三條第一項第一號に掲ぐる新

製品に付ては從來其の意義が十分に徹底せず、新製品で

ないものでも新製品と稱して不當に價格の引上を行つてゐる者が多數に上つてゐる。然しながら新製品とは指定

期日當時の物品と型態、内容、效用等に於て本質的に差異あるものゝみを指稱するのであって、假令内地の甲地方に於ては新規の物品であつても、乙地方に於て同様の物品が收引きせられてゐた事例がある場合には、新製品としての取扱を受けないのであるから誤解のない様注意しなければならぬ。

(九) 價格等統制令第二十一條に掲ぐる規定に依つて權限あ

る行政官廳より額の指定のあつた物品には「公定價格品」又は「公」と表示し、又は權限ある行政官廳の許可を受けた物品には「許可價格品」又は「許」と表示しなければならぬ。

福岡地方鑛業報國聯合會行事

鑛業報國祈願祭

—(15)—

福岡地方鑛業報國聯合會では福岡鑛山監督局と共同主催で八月三、四日兩日鑛業報國祈願祭と鑛業報國慰安の夕を施行した。

午前九時箱崎八幡宮神前に於て厳かに舉行された。各鑛山炭山より選拔された鑛業戰士六百餘名着席するや先づ奏樂裡に獻饌の儀が行はれ、箱崎八幡宮々司の祝詞奏上、終つて會員代表として三井鑛山三池鑛業所々長稻荷田氏の宣誓があり續いて榎本福鑛局總務部長より力強き宣言の言葉が述べられた。ついで中村福鑛聯合會長、來賓代表として本間

福岡縣知事、長谷川聯隊區司令官、事業主代表として野田

—(16)—

福鑛聯副會長、松本幹一郎氏等、勞務者代表として野村末太郎、田原佐吉、小津和岩太氏等よりそれゝ玉串を捧奠した。撤饌の儀あつて祭典終了。

中村會長式辭、長谷川聯隊區司令官外の祝辭、東燃料局長官、酒井石炭部長、水切產業報國聯合會長、西部軍司令官よりの祝電披露が行はれた。

それより全員プラスバンドを先頭に

市中�行進

を開始、馬出より大學病院前を經て東公園の工場鑛山殉職者慰靈塔に參拜、堂々長蛇の列は更に千代町、東中洲を通つて九州劇場に至つた。

鑛業報國慰安の夕

は同日午後六時より九州劇場に於て開催、前記鑛業戰士等入場

最初に中村福鑛聯會長挨拶につき映畫「大地ニ誓フ」長門美保、林伊佐緒兩歌手の獨唱、漫談、浪花節、博多新喜劇等プログラムがつぎからくへ繰り展げられた。

今回の福鑛聯の行事は誠に意氣ある企てとして各方面から賞讃された、尙福鑛聯會歌も此の日發表された。

式辭

聖戰茲ニ三年東亞新秩序建設の大業ハ今ヤ着々トシテ進地ハ第二次世界大戰ノ暗雲ニ閉サレ全体主義國家ソ進展目覺シキモノアリト云ヘドモ將來ノ情勢逆賭スペカラズ此ノ間ニ處シテ我國ハ一段ノ飛躍ヲ爲サンガ爲ニ、今ヤ其ノ体勢ヲ新ニシ高度國防國家ヲ形成シ本然ノ姿ニ立チカエラントス。此ノ秋ニアタリ諸產業ノ基礎タル鑛業ノ重要性ノ益々増大スルハ敢ヘテ喫々ト要セズ。翻ツテ我國ノ現狀ヲ見ルニ支那事變勃發以來勤勞資力ヲ協セ、克ク學力及資材ノ不足ヲ克服シ、地下資源ノ開發ニ邁進シ來タルハ鑛業戰士ノ報國精神ノ至誠ノ致ス所ニシテ感激ニ堪エズ、然レ共增產猶未ダ所期ノ域ニ達セズ、今後一層ノ鑛物增產ヲ圖ランガ爲ニハ勤勞資一体其ノ綜合的生產力ヲ遺憾ナク發揮シトス。凡ニ爾惡條件ヲ克服スルノ要アリ。本日茲ニ鑛業報國祈願ト慰安ノ夕ヲ開催シタルハ一ニ鑛業報國運動ガ單ニ一鑛山

—(16)—

ノ問題ニ止ラズ、實ニ國運ノ盛衰ニ係ハル所大ナルヲ自覺シ益々鑛業報國ノ赤誠ヲ披露センコトヲ祈願シ併セテ各鑛山ニ於ル優秀ナル鑛業戰士ノ日頃ノ勞苦ヲ犒ハントスルノ趣旨ヲ外ナラズ、鑛業ニ從事スル諸子ハ宜シク此ノ趣旨ニ則リ鑛業報國ノ大使命達成ニ邁進セラレンコトヲ切望ス。

昭和十五年七月三日

福岡地方鑛業報國聯合會

祝辭

確立ヲ圖リ以テ鑛業報國ノ大使命ヲ完フセム事ヲ期ス
右宣言ス

昭和十五年八月三日

福岡地方鑛業報國聯合會

祝辭

東亞新秩序建設途上ノ重大時局下ニ於ケル吾等鑛業人ハ飽迄モ日本精神ニ立脚シ勤勞資三位一體ノ新產業道ヲ確立シ以テ天業翼賛鑛業報國ノ實ヲ擧ケ非常時鑛業人トシテノ職責ヲ盡サシコトヲ期ス
右宣誓ス

昭和十五年八月三日

福岡地方鑛業報國聯合會々員一同

宣言

我等ハ本聯合會ノ綱領ニ基キ現下ニ於ケル世界史的發展ノ必然的動向ヲ把握シ鑛山一家勞資一体ノ新鑛業労働体制ノ

之偏ニ全產業關係者方鑛業報國ノ赤誠ニ燃エ物資労力ノ缺乏等所有困難ヲ克服シテ銳意努力セラレタ結果デアリ深ク敬意ヲ表スル處デアリマス特ニ地下數千尺ニ於テ危險ヲ冒

—(17)—

功績ハ當ニ戰場ノ將士ノ夫レニモ比スベク衷心感謝ニ堪ヘ
ナイノデアリマス。今回福岡地方礦業報國聯合會ニ於テ全
管内優良勞務者諸氏ノ參集ヲ得テ礦業報國ヲ神明ニ誓ヒ併
セテ礦業戰士慰問ノタフ催シ其ノ勞ヲ犒フコトニナリマシ
タ事ハ洵ニ時宜ニ適シタル有意義ナル催デアルト存ズルノ
デアリマス。諸氏ハ宜シク現下ノ國情並ニ國家ノ諸氏ニ期
待スル所ノ極メテ大ナルモノアルヲ認識シ本日神明ニ誓ハ
レマシタ心ヲ以テ同僚相率ヒ彌々礦業報國ノ一途ニ邁進シ
全身全靈ヲ捧ゲテ御奉公ノ誠ヲ效サレンコトヲ切望シテ已
マヌ次第デアリマス。

一言以テ祝辭ト致シマス

昭和十五年八月三日

福岡縣知事 本間精

樺太炭綜合調査始る

拓務省では樺太炭の重要性に鑑み生産、配給、消費その他
あらゆる觀點よりの徹底的綜合調査を行ふため本月中に商

して好條件は炭層が水準以上に突出して採炭が簡単すなは
も餘りコストがかからない點だ。ガスの危険などの多い堅
坑はいまの樺太には皆無で、水準を掘り進めば次々に炭層
につき當るといつた恵まれた山々が多く、せいで掘り下
げても斜坑に止つてゐる。

山にしても若さの強味だ。この時局がつくぐと石炭の
有難味を嘗めさせてから島内に湧き上つた炭礦熱は現金
すぎるほどの上昇記録を示してゐる。大部分が石炭と目
される樺太廳への礦業出願は昭和十半六百件台であつた
ものが昭和十一年は一千三百件台へ、更に十二年には四
千件台に飛び上り、場所によつては折り重つて礦區の網
が打ち擴げられた。十三年に入るとさすが反動を食つて
一千百件台に激減したとはいへまだ奥へくと未開拓の
地を求めて跡はつきない。「昭和十三年中に出炭せる炭
礦三十、同年中に起業に着手せるもの五を算す」増産途上の樺
太炭礦現状はかう報告されてゐる。

樺太炭の埋藏量——これも地下二千尺以上の炭層といった

工、鐵道、遞信、厚生、拓務、企畫等の關係官より成る大
調查班を組織、樺太に派遣せしめることになつた、右調查
班の各省メンバーは近日中に正式決定を見るが、商工省燃
料局よりは大體監督、調整、炭業、企畫課等より五名内外
が選出される見込みである。

漁業と森林、樺太が誇る資源の中にいま一枚石炭が新しい
輝きをもつて浮き出して來た。いまや新興都市の名に氣負
ひ目をみはるほどの景氣を沸き立たせてゐる西海岸、北部
地方、惠須取、塔路、名好の街々は地下に埋れる黒ダイ
ヤを土台石とした炭礦の街である。近き将来樺太の中心は
豊原、眞岡を離れてこの惠須取地方に移動するのであらう
といつたことも單なる誇張ではなささうだ。それほどにい
まの樺太は石炭増産に張切つてゐる。鬼角南方人氣の日蔭
になつて不遇を喰ち氣味の樺太炭が時局の波に乗り出した
のにはまたそれだけの理由が挙げられる。

「封鎖炭田」が聯想させる通りこゝはまだ總じて祕められた
處女地帶であり、しかも開發を待つ炭礦はいづれも海岸線
に沿ひ、取りつき易いし、積出しにも便利だ。それにも増

海岸を縫つて北進する樺太鐵道(王子系)——これも北邊の時局性が買収を促進させ來年四月からは廳鐵に塗り變へられる——その鐵路の終點にツンドラの街敷香がある。敷香を前にして二驛目内路から西へ折れ原始林の山嶽を分けた西海岸惠須取に突き抜ける百二キロの内惠道路は昭和十二年の完成になる北部唯一の横斷路線だ。自動車の難行四時間半、王子合併前の樺工が炭田を背負ふ惠須取に着目して製紙工場を建て、同時にいまの大平炭礦に着手したのは大正十三年、當時は亞港を引揚げて來た村民が屯する一漁村にすぎなかつたバルブ工業に開け炭礦熱に煽られる現在のこゝは人口の點では眞岡を凌ぐ西海岸第一の港である。

築港起工式もついこのほど挙げられた。石炭積取船の片荷の無駄をも埋める一石二鳥策としての重工業誘引の計畫もよりくめぐらされ、かゝる曉を想定して人口二十萬の都市計畫さへ海寄りのツンドラ地帶に畫かれてゐる。王子製紙の工場から十五キロを輕便鐵道でつなぐ大平炭礦、北部炭礦の實際をさぐつてまづこゝの坑内に入つて輝かし、村の發展振りを説明してかう結んだ。

名好に車を止める。こゝは惠須取から十四里半、國境の街安別へ十六里だ。周圍に安別(日鐵)西柵丹(三井)北小澤(三菱)の山々を控へ村でありながらすでに人口は三萬を突破する。近くには貝島炭礦の開發豫定地があるといふ。「これに手がつけられたらまた街の模様は一變するでせう」露領時代そのまゝの教會の假役場で村長は目を輝かし、村の發展振りを説明してかう結んだ。

ものだけに極めて慎重なる折衝を重ねてゐたところ本年三月の軍管理工場解放聲明を契機に設立氣運が積極化して漸く日華兩國の出資現物評價などに關する問題も圓満解決をみ創立の運びに到つたもので

資本金三千萬圓、内譯日本側現物出資一千二百五十萬圓、現金出資一百萬圓、第一回拂込金一株十七圓と決定

その事業は今迄興中公司の管理下にあつた井陘礦務局ならびに正豐煤礦公司の保有する礦業權の全部を承繼して兩炭坑經營及び六河溝炭礦の受託經營、石家庄コーラス工場の經營に當り將來は附近の諸炭坑をも併せ經營する方針である。

而して右新會社の役員は董事長曹如霖氏(前交通部總長)副董事長草場義夫氏(北支那開發處長)鈴傳善氏(前天津社會局長)董事長白川一雄氏(白川礦業社長)周彬岐氏(華北政務委員會)玉井磨輔氏(貝島炭礦事務取締役)洪維國氏(前滿洲國財政部次長)監察人木曾正道氏(北支那開發處長)江

朝宋氏(華北政務委員會委員)の日支側各々五名で
從來興中公司の下に活動北支石炭資源の確保に當つて居た
貝島系の技術陣が今後いよ／＼本格的活動に移ることとな
つた譯である。

新炭礦會社の中権をなす井陘炭礦は埋藏量七千萬トンと
目され良好なコークス用炭であり、もと獨支合辦炭礦で
あつたが昭和十二年十月獨逸側持分全部を日本側が買收
し同年十二月から興中公司が管理經營に當り、炭礦經營
の技術は貝島の協力を求め昭和十三年には一躍約二十七
萬トンの出炭實績をあげ昨年度は約六十五萬トンの出炭
計畫に對しほゞこれに達する飛躍的成績を上げた模様で
本年に入つても順調に所定の對日供給量の實現に邁進し
てゐる狀態である。正豐炭礦は埋藏量四千萬トンで良好
なボイラ用コークス用炭であり、昭和十三年五月接收
と同時に興中公司が管理經營をなし同年度出炭實績は約
八萬二千トンであつたが昨年度の出炭計畫約卅四萬トン
に對し百パーセント近くの實績をあげた模様でその後も
着々増産成績を上げつゝある、六河溝炭礦また埋藏量豊

にして良好なボイラー炭で昭和十二年十一月接收、昭和
十三年一月から興中公司が管理經營を開始し治安關係よ
り同年七月採炭開始し同年度に於て約二十萬トンの出炭
をみたが昨年度實績は計畫約三十四萬トンに對し百パ
セント以上の素晴らしい成績を上げた如くで其後順調の一
路を辿つてゐる現状である。

新會社設立につき特記さるべきは現地における貝島炭礦草
場義夫氏以下の挺身的努力と功績であり事變勃發直後昭和
十二年十一月挺身内地から乗出した草場氏を首班とする貝
島の挺身隊は治安狀態も確保され河北、河南、山東、山西
に匪賊と戰ひ炎熱酷寒と戰ひ北支の地下資源石炭開發に力
を捧げ、斯くて石炭子會社の魁をなして井陘炭礦會社の創立によつ
て北支ブロック別炭礦子會社の設立は口火を切られたわけ
で中興、淄川、博山、磁縣なども相次いで設立されるもの
とみられ遂に最近東京において設立案なれる北支炭貿賣會
社の創立と共に俄然重點主義の石炭開發は活潑に展開すべ
く頗る注目されてゐる。

安全週間實施狀況

深坂炭礦株式會社

龜山礦業所

整頓ヲナサシメ一方主婦ヲシテ家庭内ニ於ケル整理整頓

(ヲ爲サシム)

第三日 設備改善協力日

機械、器具、作業用品ノ故障排除及改善ニ努力ス

第四日 作業規律實踐日

始業終業、休憩時間ノ嚴守及作業服裝作業中ノ秩序ニ付

規律ニ關スル事項ニ銳意ヲ注グ

第五日 物資勞力活用日

物資ノ節約、廢品回収活用ニ努メ作業上ノ無駄ヲ除去ス

ルコトニ努ム

第六日 緊急處理訓練日

作業場各所ニ救急箱ヲ增設シ之ガ使用法ヲ練達セシメ鑛

業所設防護團員ノ訓練ヲ行ヒ器材ノ整備ヲナス

第七日 時局認識強化日(公休日)

勞務係長ノ時局講演ヲ行ヒタル後慰安ヲモ意味スル時局

物浪花節大會ヲナス

以上各日ヲ通ジテ入坑者、出坑者ニ對シ婦人會員及少年團
員、職員ノ見送リ出迎ヘラナス

午前五時三十分(坑內夫)全七時(坑外夫)午後四時三十分
(乙方坑內夫)操込場集合

宮城遙拜、國歌奉唱、一分間默禱、

紀元節ニ賜リタル勅諭奉讀、安全頌朗讀、所長、坑長訓
示、從業員代表安全報國宣誓、愛國行進曲合唱

第一日 整理整頓實行日

作業場各擔當者ヲ督勵シ機具、器材ノ整理、作業用品ノ

整理、從業員代表安全報國宣誓、愛國行進曲合唱

作業場各擔當者ヲ督勵シ機具、器材ノ整理、作業用品ノ

整理、從業員代表安全報國宣誓、愛國行進曲合唱

作業場各擔當者ヲ督勵シ機具、器材ノ整理、作業用品ノ

石炭輸送機帆船に對する 重油配給に關する通牒

燃料局に於ては若松石炭類輸送用機帆船重油規正組合加入
船に對する重油配給に關し六月十九日附燃料局長官名を以
て關係各方面に對し左記の通牒を發した。

記

一、新規登録希望船ハ組合ヨリ購買券ノ交付ヲ受ケントス
ル前々月二十五日迄ニ船籍港所在府縣及福岡縣（組合經
由）ニ對シ其旨ヲ届出及申請スルコト（福岡縣ニ提出ス
ル申請書ニハ前月船籍港所在府縣ヨリ交付ヲ受ケタル數
量ヲ記載スルコト）

二、右ニ基キ船籍港所在府縣ニ在リテハ届出船ノ隻數及前
月ノ交付數量ヲ福岡縣ニ在リテハ船籍港所在府縣別申請
船ノ隻數及需要量ヲ夫々前月五日迄ニ燃料局宛報告ノコ
ト。

三、燃料局ニ於テハ右報告ニ基キ遞信省ト協議シ當月分ノ

船舶用重油査定ノ際船籍港所在府縣割當量ニ之ヲ加算ス
四、新規登録船ニ對スル毎月ノ所要購買券ハ以降組合ニ於
テ福岡縣ヨリ一括交付申請受領セシムルモノトス。
五、新規登録船ニ對スル重油配給ハ組合ニ於テ定メタル配
給計畫ニ基キ前記客月二十一日附一五燃規第三二五三號
通牒ノ如ク優先配給ノ方法ヲ講ズルモノトス。

北支炭田視察團歸國

加茂泰吉、荒牧健造、久野保、氏等は去る七月七日下關を
出發朝鮮經由北支に向ひ、四十日間に亘り北支炭田を具に
視察、捲土重來を約して八月十三日午前七時下關入港の金
剛丸で多數の出迎を受けて歸國した。

互助會本部がらも風戸主事、赤司、鍋島兩課長外出迎へ加
茂氏より出迎を謝すれば風戸主事より一行の勞苦を懇にい
たはる旨の挨拶があつた。

一行は酷熱百三十五度の山野を馳せ巡つた者は見えぬ程
元氣旺盛で、出迎への人々に限り無き頗もしさを感じしめ

北支那視察より得た支那人觀^と之に基^{ける}對策(上)

芳之谷炭礦々主 荒 牧 健 造

序論

我々は約四十日に亘り、北京から徐州迄即ち大体北支那を
視察し、柳泉、章邱、淄川、門頭溝、蛇里、博山の各炭坑
を見學した。

勿論、主として炭坑の視察に重点を置いたが其の間、支那
人の性質を如實に表徵してゐる種々の事件を見聞して支那
人に對する或る觀念とそれに基く對策なるものを持つに至
つた。

我々はよく日本人の性質を以つて、支那人の性質を推理し

勝ちであるが之は全く誤である。我々は支那人を考察する
に當つては從來持ち來たつた凡ての人間觀を一掃し、白紙

に還元して第一歩より之をなさねばならないのである。

我々を極めて歓待してくれ、興味ある多くの事を話していく
徐州から約八里離れた所に軍管理の柳泉炭坑と云ふ炭坑が
ある。その坑長は同文書院を出た齊藤と云ふ人である。
嫌いだと思へば一言も口をきかないと云はれてゐる同氏は
我々を極めて歓待してくれ、興味ある多くの事を話していく

第一章 支那人の天命思想

第一節 天命思想諦めの思想)と強靭性

れた。

二ヶ月前、十八位に成る支那の娘が汽車に轢かれて足を一本なくし血みどろになつてゐた。徐州の陸軍病院迄行けば生命は取りとめることが出来るのでその用意をしてゐると娘の母が来て「病院につれて行つて貰ふ必要はない」と云ふ。

「それでは足をなくして、うめき苦しんでゐる娘が可愛想ではないか第一娘の生命がなくなるではないか」と云ふ。

娘も又、母の意見に同意だと云ふ。

「もし此の娘の生命が救はれたとしても、足一本なくして娘は嫁に行くことも出来ないし、又自分の力で生活して行くことも不可能だ。

従つて今死んだ方がましではないかと母は云ふのである。そして日給六十錢の仕事に汗水たらして働き出した。

娘は家の前の涼しい所に寝かされ、頭の所に一杯の水が置かれたまゝであつた。

そして三日目の朝娘は冷たく成つてゐたのである。

日本人の母親ならば、かかる場合處らく周章狼狽して直ちに病院に連れて行き自己の生命をも顧みずしてその看護をするであらう。母の子に對するあたゝかい情愛として日本の道徳は之を讃美する。而もかかる行爲をなさない場合刑法はその母を處罰する。

(刑法二百十八條「老者、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護スベキ責任アルモノ之ヲ遺棄シ、又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲サ、ルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス。以下略)併し吾人は一方に於いて、又此の支那の母親の考へ方、或ひは亦その取つた手段に對して全然之を否定することは出来ないであらう。否娘の生命の救はれた場合その不幸なる一生を大観してみると、多分に肯定的氣持が働くのである。

傍道にはいつたが、兎に角此の母の取つた手段及びその考へ方に天命思想即ち諦めの思想を發見しうる。又その母親が子の苦しみつゝあるにも拘はらず日給六十錢の仕事に營々として働くことに對して、我々は支那人の非ソコと成る。

常なる強靱性を見ねばならない。勿論その母は自分の娘の死につゝある様を見ては、氣も轉倒する程悲しかつたであらうが、そこをじつとこらへて日給六十錢の仕事に汗水たらすこととは、我々日本人に教へる所多いものである。一度失敗すれば殆んど元氣を消失してしまひ再起の勇氣をもつことの少い日本人は、此の支那人の逞しい勇猛心を正面より觀察せねばなるまい。

門頭溝での話で有つたが、支那人經營の炭坑が二百七十坑程有る。彼等は苟も自己の所有する地面より坑道を掘り始めたならば、その坑道が他人の所有にかかる坑區迄喰ひこんで行つて、その坑道とぶつゝかることがあつても済ましてゐるさうである。

自分の坑區に屬する石炭を無料で採掘せられた方は勿論抗議しに行くのであるが、「自分は、そこ迄採掘して行くだけの力があつたのであり、君達の方はそれを掘る力がなかつたからではないか。之は却つて天の與へたものを有益に處分する所以ではないか」と答へるさうである。かくの如く返答されると抗議する側も左程文句は云はない。

こんな崩壊した家を我々はよく見かけた。
支那の地方の村落に行つたが、その家の構造が面白い。黃土を取つて來て水で練り、それを日光にほすと相當堅い土塊が得られる。それを以つて彼等は壁となし、その壁の上に横木をのせて家を作つてゐる。従つて一度豪雨が襲ひ四五日降り止まないと壁の黄土は自然に崩れ始め遂にペシャンコと成る。

かくの如く支那の農民(支那人口の七割を占む)は、金錢を使用しない爲に自然の產物を極度に利用する。

地方に於いては、人間の作つた道路は殆んどない。河水がひあがると河底を以つて道となし、又雨水の流れた跡を歩く家の壁にしても、又かゝる道にしても我々にとつては生活して行く上に非常なる不便不快を與へ堪へ難いものであらう。しかし彼等は、かゝる道を歩き、又かゝる家に於いてその日々を樂みながら送つてゐるやうに見える逞しい生活力ではないか。

娘が死んでも家が崩壊しても失望することなくその下から

直ちに新なる建設の鍵を振る。表面からみると彼らには意氣消沈と云ふ氣持がないのではないかと思はれる程再起する事が早い。かゝる強毅なる精神力は實に恐るべきものであつて我々は看過してはならないのである。

支那の歴史を繙くと、漢民族は古來、幾多の他民族より征服せられその指揮に服してきた。又、大洪水、蝗の大軍、カンバツ、饑飢等々自然の壓迫の下にも堪へ忍んできた。彼らはかゝる權力や壓迫に對しては反抗しても益なきことを知つてゐる。仕方がないと諦める、この諦めの思想は支那人の長い歴史に依つて培はれた國民性である。

しかし、我々は此の支那人の諦めの思想を單に失望落膽の思想、消極的な思想と同一視することは許されない。それは積極的な建設的な意思を包含する思想なのである。只彼らは既に生じた而も如何ともし難い事件に對しては、くよくくしないと云ふのが諦めの思想なのである。之は長い目から見ると恐怖すべき支那人の性質なのである。

蒙古族たる元も、滿洲族たる清も此の逞しき漢民族の生活力に眩惑せられ完全に同化せられ滅亡して行つた。

門を潜つて左折して歩く内に壁につきあつた。そして門が又有つて、そこを左に行くと此處は圓いくどり門があり人の住んでゐる窓の灯が見えたのである。之程嚴重なる障壁の内に彼等は生活して行かねばならないのである。支那に於いては、かくの如く自分の力を以つて自分の生命財産を保護しなければならない。何時匪賊に襲撃せられ暴民から襲はれるかも知れない。元來國家權力の薄弱な結果その恩恵に浴することの少い支那に於いては、自分の生命財産を維持する上に於いて信頼すべき最後のものは自己の力のみである。彼等は堅固なる障壁の内に住み、自分の金銭で備つた警官を常に家の各所に配置しておく、從つて彼等は何ら恩恵を蒙らない國家或ひは社會に對してその價值を認めない。それらのものは稅金を取り立て賦役を課する厄介物としか考へてゐない。

自分一個の生命と財産とを安全に保有し悠々として人生を享樂して行くことが彼らの理想なのである。王道を以つて政治の形態の最も優るものとした彼等の思想もこゝに顯現せられてゐる。全然、個人の生活に對して干渉しない國

我々は此の恐るべき漢民族の強毅性を輕視してはなるまい

享樂主義と個人主義

我々の見たどの都會も、部落もその都會や部落を圍繞する壁を持たない所はない。數十尺と云ふ厚い煉瓦壁は蜒々として町や村を取りまいてゐる、はいるには必ずその門からせねばならない。

又、かゝる都會の内部に生活する各個人の住居も威しい壁に依つてとりかこまれてゐて、訪問するときには日中と雖も必ず門番の許しを得て門をあけて貰ひ、更に閉門合図をし玄關番の訊問を受けるのである。

東北帝大の採礦冶金科を出て、今山東省の建設處長をしてゐる莊維屏と云ふ人の招待を得て、一夜之を訪問した事があつた。

先づ威厳しい鐵の門がある。門番には怪訝な顔でじろじろ見てゐたが、主人と電話で打合せの上尋ねたものなることを告げると、多分主人の達示あつたものゝ如く、頭を何度もさげながら門を開いた。門から、高さ一丈位の壁に圍れて出來てゐる路を相當の時間歩くと又門があるのである。更にその

家が彼らの理想的國家なのである。

こゝに彼らの享樂主義的個人主義が觀はれるのである。

自分のことは自分ですると云ふ彼らの思想は我らの學ぶべき点が多々あるが、國家公共の思想を受けざる結果、國家

公共の利益より先づ第一に自己一身の享樂を慮る彼等の個人主義には我々は鋭い批判の眼を向けねばなるまい。

北支に於いては秃山ばかり聳えてゐて青々として木々の茂つた山が殆んど見當らなかつた。

我々は奇異な感じを持つと共に、洪水を防ぐ意味に於いて

併し特務機關の人は次の如きことを語られたのである。支

那人は木を植えたとしても、若干の金錢に代へることが出来ると思ふ迄生長すると直ちに伐つて之を賣却する。

それが亭々たる大木と成る迄決して待たない。之には尤もな理由がある。もし金錢に代へる事の出来る樹木を其の儘に放つて居けば匪賊の襲來に依つて取られてしまふか、又は他人に盗まれてしまふからである。北支に於いて植林事業は困難であらう。

正當なる理由あるにもせよ、彼等の享樂主義的な個人主義を如實に示してゐるではないか。

支那人程、人生の享樂と云ふことに執拗な情熱をもつてゐる國民は他には存在しないであらう。彼等は貴賤貧富問はず、自己の存する財産又は身分に應じて人生を楽しんで行くのである。

之も濟南での出来事であるが賀と云ふ私のよく乗りなれた車夫が其の日は居なかつた。翌日彼の話に依ると彼は其日朝のうちに一日をすぐすだけのお金稼いだので、早速美味しい物を買つて涼しい柳の下で食べることを楽しみつゝ又晝寝をむさぼつたのである。彼は悠々自適の一日を送つた譯である。

享樂主義と料金主義

支那人はその個人主義的享樂主義に基いて享樂を獲得する手段たる金錢を、實に大に切にする國民である。金錢に對しては盲目的な絶對的尊崇の念を有してゐる。彼等は第一節で述べた如くその天命思想の下に極めて從順なる而も強毅なる性質を有し、命ぜられた仕事は營々として遂行するの

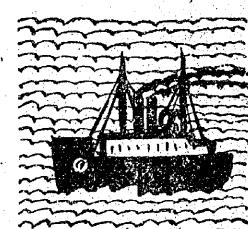
であるが、一度金錢の爲となると一變して豹の如く殘忍とする。彼等は永年忠實に仕へ又恩恵を受けた主人と雖も金の爲なら射殺することすら厭はないのである。今日の朝刊（八月十五日）に「上海チンパンの巨頭、張嘯人、自己の護衛人の林某なる者に射殺さる」と云ふ見出しの記事が載つてゐるが主人の最も信頼してゐる護衛人が、その最も恐怖すべき敵となるのである。林某なるものが虞らく敵の手に買收せられた結果ではないかと私は推察する。

ある村落に於いて炭田調査の時徵發した、荷物持ちの苦力（人夫）を途中まで兵隊が返すので其のクリーに十錢やつた所が謝々と相會を崩して云ひ乍ら何度も禮をする。みてみると他の苦力ども彼に大變丁寧な禮をする。兵隊に聞くと彼は村長ださうだ苦力がゐないので村長自らきたのである。それで村長に敬意を表する爲に更に十錢をつけ加へた。村長の嬉れしさうな顔とペコ／＼下げる頭を見てゐると、如何に彼等が金錢を尊ぶかと云ふことを祕々と味はせられた然し、支那に於いては治安が紊亂してゐる結果獲得した金が、何時匪賊或ひは盜賊に依つて奪取せられて行くかも知

れない。従つて彼等は土中に穴を掘つて之を匿し、或ひは壁に塗りこむ等金錢を保存することに苦心するのである。

しかし屢々匪賊に襲撃されて家をやかれ、金を持ち去られる事と貯蓄と云ふ事をしなく成る。その日／＼日の生活が出来て行けば悠々と天を樂しんで行く、北京の扶桑館にゐた時のことであつた。夕食を済ませてふらりと外に出た私は洋車の棍棒を下して休んでゐる車夫に「洋車」と聲高く叫び棍棒を上げて何時ものやうに勢よく走つてくるのを待つたのである。ところが彼は私の顔をじろつと横目で見た儘立つ氣配もない。之は意外の有様である。聞くと彼は一日の生活費を得て晚餐を終へ、今休息の時間を樂しんでゐたのださうである。彼は翌日に成れば、又死に物狂ひに成つて金錢を儲ける爲に棍車を引つ張る事であらう。

之は僅か四十日間の北支那炭坑視察の間に於いて見聞した事件より、支那人の性質を推測したものである。此の外、種々なる觀点から彼等を見ることが出来るのであらうが、大体以上の私の支那人觀は、支那人一般に通ずる普通性であると思ふ。従つてかかる考への下に彼等に接したならば



石炭船運賃

1、遠洋

歐洲各國は戦争の成行を重視し不急物資の輸送を差控へてゐる故、運賃も低迷状態を續けてゐる。交戦國非交戦國を問はず船舶の活躍場面は著しく縮減され取引は中絶し、市況の前途は戦争の推移と共に益々複雑化し豫測を許さざるものがある。

夏場の荷動き最繁忙期に當面し二百四十余艘を以て輸

送に懸命の努力を續けてゐる。或は遠洋配船の引抜き、空費船腹の活用等により極力之が捻出を計つてゐる。然し九州、北海道、樺太炭を中心とする輸送計畫に鐵材

礦石等を考慮に入れる時、此の就航量は満足すべきものでなく益々船腹不足に拍車を加へんとする傾向である。

八、石炭

近海船腹の七〇パーセントを消化してゐる石炭の輸送に支障を來さざる様相次ぎ配船命令は發せられてゐる。本年度樺太炭四〇〇、〇〇〇噸の朝鮮向積出も船腹不足により前途を危ぶまれてゐる。

二、帆船運賃

帆船運賃は八月分若松—大阪間前月通り三圓九十錢である。最近船具用品の騰貴甚だしく又入手も困難となりつゝある故船主は運賃値上げを要望し荷主と新協定運賃の交渉を開始してゐる。

岡山縣	牛窓	三、三	三、七	鹿忍	三、三	三、七
	岡山	三、五	三、六	岡山川入	三、五	三、九
	宮ノ浦	三、五	三、八		三、五	三、五
	串野	三、五	三、九		三、五	三、九
	日味	三、五	三、九		三、五	三、九
	笠島	三、五	三、九		三、五	三、九
	岡山	三、五	三、九		三、五	三、九
	福岡	三、五	三、九		三、五	三、九
	鞆	三、五	三、九		三、五	三、九
	尾ノ道	三、五	三、九		三、五	三、九
	阿賀	三、五	三、九		三、五	三、九
	廣島(川入)	三、五	三、九		三、五	三、九
	山口	三、五	三、九		三、五	三、九
	岩國	三、五	三、九		三、五	三、九
	三田尻	三、五	一、八		三、五	三、九
	小豆島	三、五	三、九		三、五	三、九
	徳島	四、四	三、九		三、五	三、九
	撫養	三、五	三、九		三、五	三、九
	香川	三、五	三、九		三、五	三、九
	小豆島	三、五	三、九		三、五	三、九
	高松	三、五	一、七		三、五	三、九

八月若松協定運賃表

福岡縣若松市回漕商業組合
(單位壹廻に付)

和歌山縣	大坂府	和歌山	和歌山
由良	四、三	三、九	四、三
大坂	四、七	三、九	四、七
兵庫	四、七	三、九	三、九
尼崎	三、七	三、九	三、九
明石	三、七	三、九	三、九
佐野	四、七	三、九	四、三
堺	四、三	三、九	三、九
兵庫	四、三	三、九	三、九
尼崎	三、七	三、九	三、九
明石	三、七	三、九	三、九
神戶	三、七	三、九	三、九
高砂	三、七	三、九	三、九
木場	三、七	三、九	三、九
網干	三、七	三、九	三、九
相生	三、七	三、九	三、九
上郡	三、七	三、九	三、九
兵庫	三、七	三、九	三、九
尼崎	三、七	三、九	三、九
明石	三、七	三、九	三、九
神戶	三、七	三、九	三、九
別府	三、七	三、九	三、九
江井ヶ島	三、金	三、三	三、三
洲本	三、金	三、三	三、三
西ノ官	三、金	三、三	三、三
那根	三、金	三、三	三、三
穂波	三、金	三、三	三、三
赤穂	三、金	三、三	三、三
曾根	三、金	三、三	三、三
飾磨	三、金	三、三	三、三
根室	三、金	三、三	三、三
大坂	三、金	三、三	三、三
坂出	三、金	三、三	三、三
多度津	三、二	三、七	三、二
丸龜	三、金	三、七	三、七
林田	三、金	三、七	三、七
觀音寺	三、金	三、七	三、七
愛媛	三、金	三、七	三、七
川江	三、金	三、七	三、七
新居濱	三、金	三、七	三、七
今治	二、八	二、七	二、七
堺江	二、八	二、七	二、七
三津濱	二、八	二、七	二、七
宇和島	三、五	二、七	二、七
		八幡濱	三、五

但シ特殊ノ事情アルモノハ壹廻ニ付金拾錢也ノ範圍ニ於テ割増ヲナスコトヲ得

一、指定仕向ヶ先ヲ荷主ノ都合ニ依リ變更シ又ハ二港以上ノ積揚ニナリタル時ハ相當ノ割増シヲ申シ受ケルコト

ズルモノトス

三日に遡り實施

宇部炭の協定價格

宇部石炭鑛業聯合會扱ひ宇部炭協定價格は七日の縣報によつて告示され八月三日から實施されることになつた、協定價左の如く何れも坑所渡し又は宇部、小野田港帆船乗り渡しである。

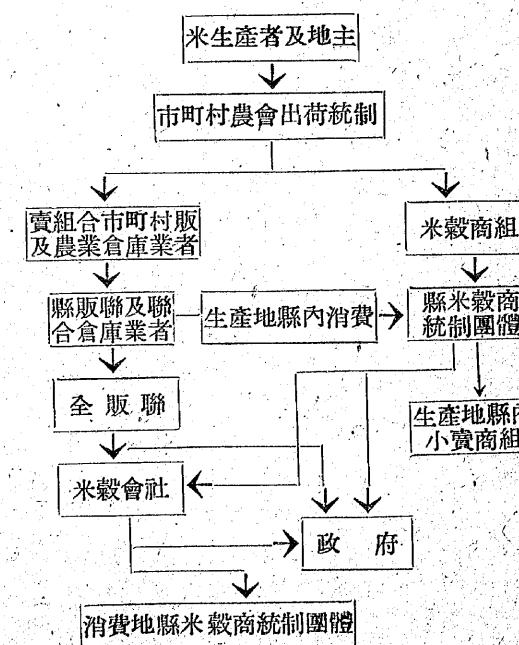
▲塊炭＝二級十八圓五〇（本山、高千帆、沖田、西王子、梶返、見初新、長伸、第二新王子、上宇部、雀田、櫻山、平原、起業高泊、大濱、小島、第一新沖山の各特塊、中沖五塊、沖宇部五洗塊、蛭子五塗、櫻山上塊）三級十八圓（長伸五塊、起業上塊、高泊塊、厚南特塊、沖田上塊）五級十七圓（西王子五塊、梶返五塊、見初新五塊、平原上塊、上宇部新五塊及五塊）七級十六圓（見初新生塊、長伸七甲塊、平原並塊、萩森塊、長陽七甲塊）九級十五圓（本山並坑、西玉子新塊、大濱並塊、雀田新塊、沖宇部並塊、起業並塊、沖田二號塊、見初新塊、梶返並塊）十十二圓五〇（高泊切、小島二號切）

圓（櫻山上粉）十九級八圓五〇（平原並粉、雀田並粉、高泊並粉）二十級八圓（沖田並粉、長伸大派粉、起業一重石粉、厚南並粉、高泊生粉及水洗二號、平原二號）

▲切込炭＝一級十七圓五〇（西王子特切、梶返特切、沖千帆特切）五級十五圓五〇（第二新沖二號切）八級十三圓五〇（第二新沖二號切）八級十三圓五〇（長伸七甲切）十級五〇（第二新沖二號切）八級十三圓五〇（長伸七甲切）十十二圓五〇（高泊切、小島二號切）

米穀集荷配給新機構

農林省では二十日輸出入品等臨時措置法第一條、第三條にもとづく「臨時米穀配給統制規則」を公布、九月十日より實施することとなつたがこれによれば、農會の出荷統制下に集荷は生産者團體、配給は商業者團體を用ひることを原則とし（やむを得ざる場合は農會の斡旋によつて集荷せしめる）米穀の集荷配給はこゝに一應盡然と整備されることとなつた、いま生産から消費までの各機關を圖示すれば左表



の如くである。

依然たる中間機關重複

輸出品措置法第一、三條、すなはち支那事變に關聯し國民經濟の運行を確保するための條項による靈給調整の命令が「臨時米穀配給統制規則」として公布、九月十日より実施される、非常立法とはいへ將來の米穀集荷配給機構を示唆す

るものとして運行を注目されてゐる、右規則について業界では米流通のルートがやゝ明確になつたとはいへ、既存機關の廢合を回避したゝめ依然中間機關が重複し、かつ特例事項により全販聯(五條)日穀(六條)が大口消費者その他への販賣可能の餘地があるので配給の一元化が達成されてゐない點を遺憾とされてゐる。

さらに新機構によると管外移出米の殆ど全部(約千五百萬石)が全販聯に集中され、これを政府または日穀に渡すが、分散配給の機構に缺けた貧弱な日穀はこれをいかにするか、いづれにするも全販聯、日穀とも政府の指定以外に活動の自由(特例の場合を除く)を有しないから、問題は政府の集荷、配給の調節の技術如何にあり、これが圓滑に行くならば全販聯(米穀部面)日穀は無用となり、大綱を政府が決めて全販聯、日穀が技術的操縦を行ふならば兩者の併立より一步進めて單一のものに解消し、首腦陣を充實してこれが衝に當らせた方が理想的でなかつたかと觀測し、未だそこまで考究されてゐない現状踏襲の政策は米穀統制の最終的段階までにはなほ相當の影響あるものとの印象を與へたが、

府縣ブロック制を法文化し個人的取引を禁止した點は注目されてゐる。
(太朝)

小麥粉を中心とする代用食

本會資材部では福岡縣よりの指令に基き左の如き印刷物を各炭坑に配布した。

今般福岡縣に於ては飯米節約の主旨より代用食を奨励している事は既に皆様御承知の事と思ひます。小麥粉を原料とする簡単にして美味且つ衛生的な代用食の作り方を左に列挙しましたから皆様の御家庭に於かれても是非御實行下さいまして節米の目的に副はれん事を御願ひします。

一、手打うどん(五人前)

小麥粉二五〇匁 塩六匁 水約二合

良く洗つた洗面器に入れ、塩水を加へて攪きませ、筆にて強く押付ける様にして水を加へたる後打板(飯台を流用するも可)の上に取出し四個十五個位に分割して丸め

一個づゝ掌にて押延し、後麵棒にて薄く延し粉を其の表

塩重曹を水に溶し小麥粉に加へて捏ね、適當の大きさに丸めて押し延し、熱湯を入れて茹で上げ水を切つて、別に砂糖合せをしたる黃粉をつけて食す、又右を丸めて押延したるものを金網にのせてつけ焼するも美味である。

四、興亞燒(五人分)

小麥粉一五〇匁 水約三合 卵一個 塩二匁

鉢又は鍋の中に小麥粉水卵を入れて、同一方向によへ攪拌して混合物を均ならしむ、フライパンを暖め油をふきたる後杓子にて適當量注ぎ、其の上細く切つた葱、蒲鉾、油揚、魚粉等散布し其の上に少量の混合物を注ぐ、然るべきは小麥粉は次第に焼けてくる之を裏返して一寸焼き表面に醤油を塗るかソースを付けて温き内に食する時は食慾をそゝり甚だ美味なり。

尙最初水にて捏ねる場合細かく切つた葱小量と卵一個を入れると、著しく味を増し、且つ食事中歯に付かず栄養も萬点である。

三、黄金餅(五人份)

小麥粉一〇〇匁 水約一合強 塩一五匁 重曹三匁

(又はベーキングペーパー五匁) 油小量 水約五合

水に食塩重曹をよく溶かしたる後小麥粉を加へて攪拌し

天プラの生地より少し濃い位の生地とす。

フライ鍋を熱し油で拭き之れに前記の混合物を適當量づ
ゝたらし蓋をする熱が通るに従ひ膨れ表裏が乾いてくる
其の時は底が褐色に焼けて居るから裏返し一寸焼く此の
平焼パンは其の儘味噌汁等と共に食するも良く砂糖等付
けて食するも良し。

六、蒸パン(五人分)

小麥粉二〇〇匁

食塩二匁

重曹三匁

(又はペーリング
ボーダー七匁)

水約二合半

先づ御飯ヲカシ又は蒸籠を準備し、湯氣を立てゝおく、
次に水に食塩重曹を溶かし之に小麥粉を加へて軽く混ぜ
合せたるのち、板の上に取り出し平らに粉をつけながら
軽く捏ねたる後、適當の大きさに丸め湯氣の立ちおる蒸
氣の處に濡した布を敷き、其の上に丸めた生地を置き、
蓋をして凡そ二十分間蒸して取り出す。

節米嚴守は

銃後の務め

石炭配給調整規則

法
令

(昭和十五年八月一日公布 商工省令第五十七號)

石炭配給統制は石炭配給統制法によりいよ／＼本年十月から日本石炭株式會社を中心として配給の一元化、炭價の平準化の實施をみるとなるが、戰時下高度の配給統制ならびに消費の規正を行ふためには右のほか輸出入品などの臨時措置法に基づき諸般の規定を設ける必要がある、しかるに右法律に基づく現行の石炭販賣取締規則は右の新統制機構に對應するものとしては不適當な點が多く、これを全面的に改正する必要があるので商工省ではこれに代るものとして新に石炭配給調整規則を制定、一日付省令をもつて公布することとなつた、同規則と從來の石炭販賣取締規則との差異の要點は次の通りである。

一、從來生産業者の統制團體として昭和石炭、互助會など五團體が認められてゐたが新に日本石炭會社の一手買上げ業務の開始に伴ひ生産業者、輸移入業者はすべて原則として日本石炭會社の販賣指圖書により販賣すべきこととなつた。
二、販賣業者の統制團體としては從來若松合同石炭會社、東京石炭統制組合など八團體が認められてゐたが、右のほか今後は商工大臣が指定した販賣業者の團體の團體員はその團體の販賣指圖書により販賣すべきことなり、商工大臣の指定を受けようとする團體は地方長官を經由して申請することとなつた。

三、日本石炭會社ならびに販賣業者の統制團體が配給計畫を定め商工大臣の承認を受けるべきことは從來と同様であるが新に道府縣別に配給計畫の明細表を定め當該地方長官に提出させ、必要がある時は地方長官がその變更を命じ得ることゝし小口向け配炭の統制につき地方長官の監督權限を認むることゝした。

四、大口使用者は購入につき許可を受けねばならぬこと從來通りであるが、新に自產炭の自家使用をなすものも使用的許可を受くべきことゝし、消費規正の完璧を期することゝした。

本省令は手續的規定のほか實質的には本年十月一日以降の賣渡し、買付けなどにつき施行せられるのであつてそれまでは現行石炭販賣取締規則が引續き適用せらるゝことゝなつてゐるので舊規則をも掲載した。參照されたし

石炭配給調整規則（新）

石炭販賣取締規則（旧）

第一條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者（組合員ノ使用ニ供スル爲常時月額八百五十噸以上ノ石炭共同購入ヲ爲ス法人タル組合ヲ含ミ船舶用トシテ使用スル石炭以外ノ石炭ノ使用數量常時月額八百五十噸ニ達セザル者ヲ除ク以下同ジ）ハ商工大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ石炭ヲ買受クルコトヲ得ズ但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

一、船舶用トシテ使用スル石炭ヲ買受クル時
二、販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買受クルトキ
三、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許可

一、船舶用品タル石炭購入スルトキ
二、天災事變其他止ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許可ヲ受クルコト能ハザルトキ

第八條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者前條
第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間（以下上期ト稱ス）ニ買受クル石炭ニ付テハ前年十二月三十一日迄ニ十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間（以下下期ト稱ス）ニ買受クル石炭ニ付テハ六月三十日迄ニ其ノ數量ヲ記載シタル許可申請書ニ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

提出スベシ

一、使用場所

二、買受ケントスル石炭ノ種類別及用途別數量

三、買受ノ時期及場所

四、買受先ノ氏名名稱及住所

五、前年同期ニ於テ前條ノ許可ヲ受ケテ買受ケタル石炭ノ買受先別、銘柄別及用途別數量

第三條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ハ第一條ノ許可ヲ受ケテ買受ケタル石炭ヲ他人ニ譲渡シ又ハ同條但書第一號若ハ第二號ノ規定ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケヌシテ買受ケタル石炭ヲ其ノ買受ノ目的以外ノ用

ヲ受ケヌシテ買受ケタル石炭ヲ其ノ買受ノ目的以外ノ用

ル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

ニ供スルヨトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 第七條ノ許可ヲ受ケタル者前條第一項第二號及第二號ニ掲タル事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四條 常時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ニシテ石炭ノ生産業者、輸入業者又ハ移入業者タル者ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ生産シ、輸入シ又ハ移入シタル石炭ヲ當該石炭山ノ事業用又ハ製鐵事業用、發電事業用若ハ人造石油製造事業用ニ使用スルコトヲ得ズ

但シ第一條ノ許可ヲ受ケテ買受ケタル石炭ヲ使用スル場合及天災事變其他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許可ヲ受クルコト能ハザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ上期ニ使用スル石炭ニ付テハ前年十二月三十一日迄ニ、下期ニ使用スル石炭ニ付テハ六月卅日迄ニ其ノ數量ヲ記載シタル許可申請書ニ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一、使用場所

二、使用セントスル石炭ノ種類別及用途別數量

三、使用設備ノ概要

四、前年同期ニ於テ使用シタル石炭ノ種類別及用途別數量

五、使用セントスル石炭ノ取得方法

第六條 日本石炭株式會社ハ毎年上期及下期ニ於ケル日本石炭株式會社、日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買受クル者及石炭配給統制法第一條ノ指定會社ヘ以下單ニ指定會社ト稱スノ社員又ハ株主タル石炭ノ生産業者ノ取扱ニ係ル石炭ノ配給計畫ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

日本石炭株式會社前項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ上期ノ配給計畫ニ付テハ二月末日迄ニ、下期ノ配給計畫ニ付テハ八月三十一日迄ニ承認申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ日本石炭株式會社第一項ノ承認ヲ受ケタルトキハ商工大臣ノ指示スル所ニ從ヒ道府縣別ニ配給計畫ノ明細表ヲ定メ之ヲ當該地方長官ニ提出スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

日本石炭株式會社第一項ノ承認ヲ受ケタルトキハ商工大臣ノ指示スル所ニ從ヒ道府縣別ニ配給計畫ノ明細表ヲ定メ之ヲ當該地方長官ニ提出スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第五條 別表甲號又ハ乙號ニ掲タル株式會社又ハ團體毎年四月一日ヨリ九月三十日及十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ニ於ケル株主又ハ團體員タル石炭ノ生産業者又ハ販賣業者ノ生産又ハ取扱ニ係ル石炭ノ配給計畫ヲ定メ四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル期間ノ計畫ハ二月末日迄ニ、十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル期間ノ計畫ハ八月三十一日迄ニ之ヲ提出シ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ。

商工大臣必要アリト認ムルトキハ配給計畫ノ變更ヲ命スルコトアルベシ。別表甲號又ハ乙號ニ掲タル株式會社又ハ團體第三條又ハ前條ノ規定ニ依リ販賣指圖書ヲ交付セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル配給計畫ニ從フベシ

第七條 石炭販賣業者ノ團体又ハ石炭ノ販賣業者ヲ社員若ハ株主トスル會社ニシテ商工大臣ノ指定シタル者（以下指定仲買團体ト稱ス）ハ毎年上期及下期ニ於ケル當該指定仲買團体及ビ其ノ團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ノ取扱ニ係ル石炭ノ配給計畫ヲ定メ商工大臣ノ承認ヲ受クベシ之レヲ變更セントスルトキハ亦同ジ

指定仲買團体前項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ上期ノ配給計畫ニ付テハ一月三十一日迄ニ下期ノ配給計畫ニ付テハ七月三十一日迄ニ承認申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ配給計畫ノ承認申請書ハ日本石炭株式會社ヲ經由スベシ日本石炭株式會社配給計畫ノ承認申請書ヲ受理シタルトキハ之ニ關スル意見ヲ附シ遲滯ナク之レヲ商工大臣ニ進達スベシ

指定仲買團体第一項ノ承認ヲ受ケタルトキハ商工大臣ノ指定スル所ニ從ヒ道府縣別ニ配給計畫ノ明細書ヲ定メ之レヲ當該地方長官及日本石炭株式會社ニ提出スベシ之レヲ變更シタルトキハ亦同ジ

第八條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ配給計畫ヲ變更

ヲ命ズルコトアルベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ配給計畫明細表ノ變更

ヲ命ズル事ヲ得

第九條 日本石炭株式會社又ハ指定仲買團体ハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル配給計畫又ハ地方長官ニ提出シタル配給

計畫ノ明細表ニ依ルニ非ザレハ石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ
第十條 日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買受ケタル者又ハ指定會社ノ社員若ハ株主タル石炭ノ生産業者ハ日本石炭株式會社ガ交付スル販賣指圖書ニ依ルニ非ザレバ日本石炭株式會社又ハ指定會社ヨリ買受ケタル石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
在ラズ

一、左ノ各號ノ一二該當スル石炭ヲ賣渡ストキ

イ、御料品

ロ、船舶用品

二、前號ニ掲タル石炭ノ賣渡數量ヲ除ク外販賣業者又ハ

組合員ノ爲ニ共同購入ヲナス法人タル組合ニ對スル

賣渡數量ガ一月二百噸、使用者ニ對スル賣渡數量ガ

二、一銘柄ニ付販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル販賣契約數量ガ月當二百五十噸、使用者ニ對スル販賣契約數量ガ工場事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ月當二百五十噸ヲ超エザルトキ

工場、事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ一月二百噸ヲ超

エザルトキ

三、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ販

賣指圖書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

日本石炭株式會社販賣指圖書ヲ交付セントスルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケタル配給計畫又ハ地方長官ニ提出シタル配給計畫ノ明細表ニ從フベシ

日本石炭株式會社指定會社ノ社員若ハ株主タル石炭ノ生産業者又ハ石炭配給統制法施行規則第三條ノ指定團體ノ團體員タル石炭ノ生産業者ニ販賣指圖書ヲ交付スル場合ニ於テハ當該指定會社又ハ指定團體ヲ經由シテ之ヲ爲ベシ但シ指定會社ノ社員又ハ株主タル石炭ノ生産業者ニ其ノ日本石炭株式會社ヨリ買受ケタル石炭ノ賣渡ニ關スル販賣指圖書ヲ交付スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 指定仲買團体ノ團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ハ當該指定仲買團体ノ交付スル販賣指圖書ニ依ルニ非ザレバ石炭ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 別表乙號ニ掲タル株式會社又ハ團體ノ株主又ハ團體員タル石炭ノ販賣業者ハ其ノ株主タル株式會社又ハ所屬スル團體ノ交付スル販賣指圖書ニ依ルニ非ザレバ輸入炭及移入炭以外ノ石炭ヲ販賣スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲

一、左ノ各號ノ一ニ該當スル石炭ヲ賣渡ストキ

グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

イ、御料品

ロ、船舶用品

二、前號ニ掲タル石炭ノ賣渡數量ヲ除クノ外販賣業者又

ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對ス

ル賣渡數量ガ一月五十噸、使用者ニ對スル賣渡數量

ガ工場、事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ一月五十噸ヲ

超エザルトキ

三、石炭配給統制法第一條ノ規定ニ依リ石炭ヲ賣渡ストキ(同條但書第二號ニ掲タル場合ヲ含ム)又ハ同條但書第三條ノ許可ヲ受ケ日本石炭株式會社以外ノモノ

ニ石炭ヲ賣渡ストキ

四、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ販

賣指圖書ニ依ルコト得ザルトキ

指定仲買團體販賣指圖書ヲ交付セントスルトキハ商工大

臣ノ承認ヲ受ケタル配給計畫又ハ地方長官ニ提出シタル配給計畫ノ明細表ニ從フベシ

第十二條 日本石炭株式會社又ハ指定仲買團體販賣指圖書

ヲ交付シタルトキハ遲滞ナク左ニ掲タル事項ヲ販賣指圖

書ニ記載シタル賣渡先ニ通知スベシ通知シタル事項ヲ變更シタルトキ亦同ジ

一、種類別賣渡數量

二、賣渡先ニ於ケル用途

三、賣渡ノ時期

四、販賣指圖書ノ交付先

第十三條 石炭ヲ販賣スルモノハ第九條、第十條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ配給計畫若ハ配給計畫ノ明細表又ハ販賣指圖書ニ依リ賣渡ス場合及ビ石炭配給統制法第一條ノ規定ニ依リ賣渡場合（同條但書第一號ニ掲タル場合ヲ含ム）ヲ除クノ外商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ石炭ヲ賣渡スト得ズ但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

一、左ノ各號ノ一一該當スル石炭ヲ賣渡ストキ

イ、御料品

ロ、船舶用品

二、前號ニ掲タル石炭ノ賣渡數量ヲ除クノ外販賣業者又

ロ、船舶用品

一、販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對ス

三、別表甲號又ハ乙號ニ掲タル株式會社又ハ團體ノ株主又ハ團體員タル石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ガ輸入

ガ工場、事業場其ノ他ノ使用場所毎ニ一月二百噸ヲ
超エザルトキ

四、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許
可ヲ受クルコト能ハザルトキ

三、第三條但書ノ許可ヲ受ケ石炭ヲ賣渡ストキ

四、天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ許
可ヲ受クルコト能ハザルトキ

第十四條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

一、賣渡先

二、賣渡セントスル石炭ノ銘柄別數量

三、賣渡先ニ於ケル用途

四、賣渡ノ時期及場所

五、買受ケタル石炭ヲ賣渡ス場合ニ在リテハ其ノ買受先

前項ノ許可申請書ニハ當該賣渡先ニ於テ當該石炭ヲ買受
クベキ事ヲ證スル書面ヲ添付スベシ

第十五條 石炭ノ賣賣業者ノ團体又ハ石炭販賣業者ヲ社員
若ハ株主トスル會社ニシテ第七條第一項ノ規定ニ依ル商

第一條 石炭ノ生產業者又ハ販賣業者ハ商工大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ石炭ヲ販賣（昭和十五年三月三十一日以前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ）スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、左ノ各號ノ一一該當スル石炭ヲ販賣スルトキ

イ、御料品

ロ、船舶用品

二、販賣業者又ハ組合員ノ爲ニ共同購入ヲ爲ス法人タル組合ニ對スル販賣契約數量ガ月當二百五十噸、使用者ニ對スル販賣契約數量ガ工場事業場其ノ他ノ使用

場所毎ニ月當二百五十噸ヲ超エザルトキ

工大臣ノ指定ヲ受ケシトスルモノハ左ニ掲タル事項ヲ記
載シタル申請書ニ規約又ハ定款ヲ添付シ之レラ商工大臣
ニ提出スベシ

一、名稱

二、事務所ノ位置

三、役員ノ氏名名稱及ビ住所

四、團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ノ氏名名
稱及店舗ノ位置指定仲買團體前項各號ニ掲タル事項

又ハ規約若ハ定款ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク之レ
ヲ商工大臣ニ届出ヅベシ

前二項ノ規定ニ依リ商工大臣ニ提出スル書類ハ主タル事
務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第十六條 商工大臣第七條第一項ノ指定ヲナス場合ニ於テ
ハ當該指定仲買團體ニ付第一回ノ配給計畫ノ始期及終期
並ニ其ノ提出期限ヲ定メ之レヲ告示ス

指定仲買團體ハ第一回ノ配給計畫ニ付テハ第七條第一項
及第二項ノ規定ニ拘ラズ前項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ定
ムル所ニ依ルベシ

第十一條第一項ノ規定ハ指定仲買團體ノ團體員、社員又
ハ株主タル石炭ノ販賣業者當該指定仲買團體ノ第一回ノ
配給計畫ノ始期ノ前日迄ニ石炭ヲ賣渡ス場合ニ付テハ之
レヲ適用セズ

第十七條 石炭ノ生産業者(輸入業者、移入業者)又ハ販賣
業者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲タル事項ヲ記載スベシ

一、生産シ又ハ購入シタル石炭ノ銘柄別數量及價格約定
及受人ノ年月日並ニ購入先ノ氏名、名稱及住所

二、買受ケタル石炭ノ銘柄別數量價格、約定及受入ノ年
月日並ニ買受先ノ氏名名稱及住所

三、賣渡シタル石炭ノ銘柄別及賣渡先ニ於ケル用途別數
量及價格、約定及引渡ノ年月日、引渡場所並ニ賣渡
先ノ氏名名稱及住所

四、毎月末ニ於ケル銘柄別及場所別貯炭數量

石炭ヲ十噸未満賣渡シタル場合ニ於テハ前項第三號ノ賣
渡先ニ於ケル用途別數量及價格並ニ賣渡先ノ氏名名稱及
住所ハ之レヲ記載スルコトヲ要セズ

第十八條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシ
テ石炭ノ生産業者(輸入業者、移入業者)若ハ販賣業者、
テ別表甲號ハ乙號ニ掲タル株式會社若ハ團體、石炭ノ

第十二條 商工大臣必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシ
テ別表甲號ハ乙號ニ掲タル株式會社若ハ團體、石炭ノ

當時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者、日本石炭株式會社、指定會社、石炭配給統制法施行規則第三條ノ指定團體又ハ指定仲買團體ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトアルベシ。

地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭販賣業者、當時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スルモノ又ハ指定仲買團體ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムル事ヲ得。

第十九條 日本石炭株式會社ヨリ販賣ノ目的ヲ以テ石炭ヲ買受ケタル者又ハ指定會社ノ社員若ハ株主タル石炭ノ生産業者ハ日本石炭株式會社又ハ指定會社ヨリ買受ケタル石炭ニ付毎月二十日迄ニ前月中ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告書ヲ日本石炭株式會社ニ提出スベシ。

前項ノ報告書ハ指定會社ノ社員若ハ株主タル石炭ニ賣業者又ハ石炭配給統制法施行規則第三條ノ指定團體ノ團體員タル石炭ノ生産業者ニ在リテハ當該指定會社又ハ指定團體ヲ經由スベシ但シ指定會社ノ社員又ハ株主タル石

生産業者若ハ販賣業者又ハ當時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトアルベシ。

地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ石炭販賣業者又ハ其ノ月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ノ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得。

第十四條 別表甲號又ハ乙號ニ掲タル株式會社又ハ團體ノ株主又ハ團體員タル石炭生産業者又ハ販賣業者ハ毎月十日迄ニ前月中引渡ヲ爲シタル石炭ノ引渡先別及銘柄別數量及價額並ニ引渡ノ年月日ヲ其ノ株主タル株式會社又ハ所屬團體ニ報告スベシ。

炭ノ生産業者ガ日本石炭株式會社ヨリ買受ケタル石炭ニ付提出スル報告書ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ。指定仲買團體ノ團體員、社員又ハ株主タル石炭ノ販賣業者ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告書ヲ當該指定仲買團體ニ提出スベシ。

第二十條 日本石炭株式會社ハ毎月十五日迄ニ前々月中ニ賣渡ヲ爲シタル石炭ノ賣渡先別及銘柄別數量ヲ記載シタル報告書並ニ前條第一項ノ規定ニ依リ提出アリタル前々月分ノ報告書ヲ取纏メ之レヲ商工大臣及日本石炭株式會社ニ提出スベシ。

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之レヲ施行シ但シ第十七條及第十八條ノ規定ハ昭和十五年十月一日ヨリ、第十九條及第二十條ノ規定ハ同年十一月一日ヨリ之レヲ施行ス。

本則ノ規定ハ昭和十五年九月三十日迄ニ爲ス石炭ノ買受ヲ

譲渡、使用又ハ賣渡ニ付テハ之ヲ適用セズ

昭和十五年十月一日ヨリ昭和十六年三月三十一日ニ至ル期

間ニ使用スル石炭ニ付テハ第五條ノ許可申請書ハ同條ノ規

定ニ拘ラズ昭和十五年八月十日迄ニ之ヲ商工大臣ニ提出ス

ベシ

昭和十五年十月一日以後ニ引渡シ又ハ受入ル、石炭ニ付テハ

石炭販賣取締規則第二條又ハ同則第八條ノ規定ニ依リ本

則施行ノ日迄ニ提出シタル許可申請書ハ之ヲ第十三條又ハ

第二條ノ規定ニ依リ提出シタルモノト看做ス

第二條第五號、第三條及第四條但書ノ規定ノ適用ニ付テハ

石炭販賣取締規則第七條ノ規定ニ依リ爲シタル許可ハ之ヲ

第一條ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做ス

本則施行ノ際石炭販賣取締規則別表乙號ニ掲タル株式會社

及團体ハ之ヲ第七條第一項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シ

タル者ト看做ス

前項ノ規定ニ該當スル者ハ第七條第二項ノ規定ニ拘ラズ昭

和十五年十月一日ヨリ昭和十六年三月三十一日ニ至ル期間

ノ配給計畫ニ付テハ昭和十五年八月十日迄ニ商工大臣ニ提
出スベシ

石炭販賣取締規則ハ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ廢止シ但

シ同則第十三條又ハ同則第十四條ノ規定ニ依ル同年九月分

ノ報告ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

石炭販賣取締規則ハ本則施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰

則ノ適用ニ付テハ本則施行後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

(參 照)

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出入品等ニ關

スル臨時措置ニ關スル件ナリ

(別表) 甲 號

陸軍燃料令

(昭和十五年七月三十一日公布勅令第四百九十三號)

第一條 陸軍燃料廠ハ陸軍ニ必要ナル燃料、脂油及此等ノ

副生品ノ製造、此等ノ製品ノ検査、原料ノ購買及貯藏並

第二條 陸軍燃料廠ニ總務部、整備部、研究部及會計部並

ニ燃料及脂油ノ製造ニ關スル調査及研究ヲ行フ

昭和石炭株式會社

常磐炭礦聯合會

互助會石炭株式會社

常磐無煙炭同業會

宇都石炭礦業聯合會

北海道石炭同業會

乙 號

若松合同石炭統制組合

横濱石炭統制組合

名古屋石炭統制組合

東京石炭統制組合

靜岡石炭統制組合

大阪石炭統制組合

京都石炭統制組合

神戶石炭統制組合

(參 照)

昭和十二年九月十日公布法律第九十二號ハ輸出入品等ニ關

スル臨時措置ニ關スル件ナリ

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三條及第十四條ノ

規定ハ昭和十四年午十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

ハ當時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ハ購入ス

ケズ又ハ販賣指圖書ニ依ラズシテ石炭ヲ販賣シ又ハ購入ス

ルコトヲ得

當時月額八百五十噸以上ノ石炭ヲ使用スル者ハ昭和十四年

十月一日ヨリ昭和十五年三月三十一日ニ至ル期間ニ購入ス

ル石炭ニ付テハ昭和十四年八月三十一日迄ニ第八條ノ許可

申請書ヲ商工大臣ニ提出スベシ

石炭配給統制規則ハ昭和十四年十月一日ヨリ之ヲ廢止ス但

シ同則ニ違反シタル行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

ニ所要ノ製造所及貯藏所ヲ置ク其ノ業務ノ分掌ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第三條 陸軍大臣ハ必要ニ應ジ陸軍燃料廠ノ出張所ヲ置クコトヲ得

第四條 陸軍燃料廠ニ左ノ職員ヲ置ク

第七條 製造所長及貯藏所長ハ廠長ク命ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

第八條 廠員及附ハ上官ノ命ヲ承ケ各擔任ノ業務ヲ掌ル

第九條 准士官、下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ技術又ハ事務ニ從事ス

第十條 廠長ハ官廳又ハ民間ヨリ燃料又ハ脂油ニ關スル製造、研究又ハ試験ニ付指導ノ依頼アルトキハ第一條ノ規定ニ依ル業務ニ妨ナキ限り陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ之ニ應ズルコトヲ得

第十一條 衛戍地外ニ在ル製造所又ハ貯藏所ニ衛兵ヲ置クノ必要アルトキハ製造所長又ハ貯藏所長ハ所在地所管師團長ニ衛兵ノ派遣ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ廠長ニ報告スベシ

第十二條 出張所ヲ置キタル場合ニ於テハ出張所長ハ廠員ヲ以テ之ニ充ツ

第十三條 廠員ハ陸軍大臣ニ隸シ陸軍燃料廠ノ業務ヲ總理ス

第十四條 廠長ハ航空ニ關スル燃料及脂油ノ製造、調査及研究ニ關シテハ陸軍航空本部長ノ區處ヲ承ク

第十五條 部長ハ廠長ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

小麥粉等配給統制規則

(昭和十五年八月八日公布農林省令第六十五號)

農林省では小麥の配給統制について、小麥粉の配給統制を斷行する事となり過般來企畫院と打合中であつたが愈々輸出入品等臨時措置法第一條に基き農林省令「小麥粉等配給統制規則」を八日附官報を以て公布二十日より施行する事となつた。

第一條 小麥粉製造業者にして農林大臣の指定するもの（第一條 指定小麥粉製造業者以外の小麥製造業者にして地
方長官の指定するものはその製造する小麥粉を農林大臣
の指定するもの（中央小麥粉配給機關）以外のものに賣渡す事を得ず、中央小麥粉配給機關はその取扱ふ小麥粉の配給計畫を定め農林大臣の認可を受くべし、これを變更せんとする時また同じ）

第二條 中央小麥粉配給機關は地方長官の指定するもの（第一條 指定小麥粉製造業者以外の小麥製造業者にして地
方小麥粉配給機關）以外のものに小麥粉を賣渡す事を不得ず但し特別の事情により農林大臣の許可を受けたる場合はこの限りに非ず

第五條 小麥粉を所有し又は賣渡しの目的を以つて占有す

受けたる場合はこの限りに非ず

第四條 地方小麥粉配給機關はその取扱ふ小麥粉の配給計畫を定め地方長官の認可を受くべしこれを變更せんとする時又同じ

るものはその所有し又は占有する小麦粉につき農林大臣より昭和十五年一月農林省商工省告示第一號に掲ぐる販賣價格により買入れの申込に應じこれを賣渡すべし

第六條 小麥粉を原料とする物品の製造を業となし又は小

麥粉を原料として農林大臣又は地方長官の指定する物品を製造する事を得ず、小麥粉を原料とする物品の製造を業となし又は小○粉を原料として農林大臣又は地方長官の指定する物品を製造せんとする時は地方長官の許可を受くべし

第七條 農林大臣又は地方長官小麦粉又は小麥粉を原料とする物品の配給を統制するため特に必要ありと認むると

きは當該物品の製造を業となすもの又は當該物品の賣買若くばその代理をなすものに對し必要な命令をなす事を得

第八條 小麥粉の製造設備の新設増設又は改設をなさんとするものは農林大臣の指定するものにありては農林大臣その他ものにありては地方長官の許可を受くべし

第九條 農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは第

〔参考〕

農林省では来る二十日より小麦粉配給統制規則を實施する

その要旨は次の如くである。

一、大口製粉業者十五社を以つて資本金二千萬圓程度の中央共販會社を組織せしめこれと協力して小麦粉の獨占的集荷原麥の共同購入等に當らしめる事、同社は九月中旬より業務開始の豫定であるがそれまでの暫定措置として全國製粉協會をしてこれを代行せしめる

二、中央の共販會社に一元的に集荷された小麦粉は府縣單位の配給機關に流す府縣の配給機關は各製粉會社の特約店が主體となりこれに大口取扱業者が參加して組織す、

石炭坑爆發豫防試験所試験研究規則

(昭和十五年八月十五日公布商工省令第六十一號)

第一條 石炭坑爆發豫防試験所「石炭坑用爆藥類又ハ機械器具ノ試験ノ依頼ヲ爲ス者ハ様式第一號ノ依頼書ニ現品ヲ添ヘテ之ヲ差出スペシ

第二條 石炭坑用爆藥類又ハ機械器具ノ試験ノ爲差出スペシ

十條に掲ぐるものより小麦粉又は小麦粉を原料とする物品の配給に關し必要な報告を聽する事を得

附 則

本令は昭和十五年八月二十日よりこれを施行す、第一條の中央小麥粉配給機關の指定あるまでは指定小麥粉製造業者は農林大臣の指定するものゝ定むる小麥粉配給計畫に従ひその製造する小麥粉を賣渡すべし

前項の場合に於ては指定小麥粉製造業者は地方小麥粉配給機關以外のものに小麥粉を賣渡すことを得ず、但し特別の事情に依り農林大臣の許可をうけたる場合はこの限りに非ず

第二項の農林大臣の指定するものは小麥粉の配給計畫を定め農林大臣の認可をうくべしこれを變更せんとする時又同じ小麥粉製造業者は右に掲ぐる事項を本令施行の日より十日以内に指定する小麥粉製造業者においては農林大臣にその他ものにありては地方長官に届出づべし

一、小麥粉製造設備の所在の銘所台數型式及び製造能力

二、本會の公布の日に於ける小麥及び小麥粉の所有數量

但しこれを今組織化するか乃至は會社組織化するか各地方長官の任意とす

三、各府縣における小口製粉業の小麦粉は全部これを(一)の府縣配給機關に賣渡すこと

四、府縣の配給機關は地方長官の認可を受けた一官の配給計畫に基き實需者團體(製粉工業組合等)小賣商業組合(乾物屋等)等に配給す

五、小麦粉を原料とする高級菓子等に對し製造禁止乃至は許可制等嚴禁規定を設ける事

六、製粉設備の新設増設等に對し許可制を布き原則的には當不許可方針をとる事

キ現品ノ數量左ノ如シ

ノモノノ二薬包

一爆 薬

二火工品

分析 每一件 一薬包四十五グラム以上ノモノ

二薬包

坑道試験

二薬包

瓦斯ニ依ルモノ 每一回 一薬包百グラム（薬徑三

十二ミリメートル）ノモノ二薬包以上

炭塵ニ依ルモノ 每一回 一薬包百グラム（薬徑三

十二ミリメートル）ノモノ二薬包以上

彈道振子試験 每一回 一薬包百グラム（薬徑三

一ミリメートル）ノモノ二薬包以上

殉爆試験 每一回 一薬包百グラム以上ノモ

ノ三薬包以上

爆焰試験 每一件 一薬包百グラム（薬徑三

十二ミリメートル）ノモノ二薬包以上

落錐試験 每一件 一薬包四十五グラム以上

ノモノ十薬包

耐熱試験 每一件 一薬包四十五グラム以上

ノ三薬包以上

安全度試験 每一回 一箇

ノ箇數ノ電氣雷管ヲ添フベシ

導火線點火器 每一回 二箇（導火線三十センチ

メートルヲ添フベシ）

能力試験 每一件 二箇（導火線二十センチ

メートルヲ添フベシ）

安全度試験 每一回 一箇（最大齊發數ノ二倍

ノ箇數ノ電氣雷管ヲ添フベシ）

安全度試験 每一回 一箇（電球五箇及硝子板

五枚ヲ添フベシ）

導火線點火器 每一回 一箇

安全度試験 每一回 二箇（導火線三十センチ

メートルヲ添フベシ）

能力試験 每一件 二箇（導火線二十センチ

メートルヲ添フベシ）

安全度試験 每一回 一箇

ノモノ添フベシ）

四電氣機械器具 每一回 一箇

ノモノ添フベシ）

安全度試験 每一回 一箇

ノモノ添フベシ）

機構検査 每一件 一箇

ノモノ添フベシ）

強度試験 每一回 一箇

ノモノ添フベシ）

安全度試験 每一回 一箇

ノモノ添フベシ）

光度試験 每一件 五箇

ノモノ添フベシ）

硝子筒試験 每一件 硝子筒百箇

ノモノ添フベシ）

七測風器

性能試驗

每一件 一箇

誤差試驗

每一件 一箇

八自動警報器

可燃性瓦斯自動警報器

性能試驗 每一件 一箇

通風自動警報器

性能試驗 每一件 一箇

九前各號ニ掲ガザル試験前各號ノ規定ニ準ス

第三條 石炭坑爆發豫防試驗所長試驗ノ爲必要アリト認ム
ルトキハ更ニ相當數量ノ現品ヲ差出サシムルコトヲ得

第四條 石炭坑爆發豫防試驗所長試驗ヲ爲スノ必要ナシト
認ムルトキ又ハ試験ヲ爲スコト能ハザルトキハ依頼ニ應
ゼザルコトヲ得

第五條 試験ノ爲差出シタル現品ハ誤差試験ノ爲差出シタ
ルモノヲ除クノ外之ヲ還付セズ但シ差出ノ際豫メ申出ア
リクル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

現品還付ニ要スル費用ハ依頼者之ヲ負擔スペシ

第六條

石炭坑爆發豫防試驗所ニ試験ヲ通常ノ依頼ニ先チ
テ急速ニ又ハ日時ヲ限り施行スルコトヲ依頼スル者ハ依
頼書ニ其ノ旨ヲ明記スベシ但シ石炭坑爆發豫防試驗所ノ
都合ニ依リ遲延スルコトアルモ異議ヲ申立ツルコトヲ得
ズ

第七條

石炭坑爆發豫防試驗所長試驗ノ爲必要アリト認ム
ルトキハ依頼者ヲシテ機械、器具、材料又ハ勞務ヲ提供
セシムルコトヲ得

第八條

石炭坑爆發豫防試驗所ニ試験ノ爲差出シタル現品
ニ付試験中生ジタル損害ニ對シ賠償ノ責ニ任セズ
第九條 石炭坑ニ於ケル瓦斯又ハ炭塵ノ爆發豫防ニ關スル
調査研究ノ爲石炭坑爆發豫防試驗所ノ設備ヲ使用セント
スル者ハ其ノ履歴書ヲ添ヘ様式第一號ノ願書ヲ差出スベ
シ

第十條 附則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

石炭坑爆發豫防試驗所受託試驗規則ハ之ヲ廢止ス

様式第一號

樣式第二號

印紙

收入

貼付シタル收入印紙ノ額

一品名

二製造者名

三試験ノ種類

右試験及依頼候也

年月日

住所

依頼者氏

名印

石炭坑爆發豫防試驗所長宛

備考

一 第五條ノ規定ニ依リ現品ヲ還付ヲ受ケントスル場合
ニ於テハ其ノ旨ヲ附記スルコト

石炭坑爆發豫防試験所手數料及使用料令

(昭和十五年八月十三日公布勅令第五百三十號)

第一條 石炭坑爆發豫防試験所ニ石炭坑用爆薬類又ハ機械器具ノ試験ノ依頼ヲ爲ス者ハ左ノ區別ニ從ヒ手數料ヲ納ムベシ

一爆藥

分析

每一件 三十五圓

坑道試験

瓦斯ニ依ルモノ 每一回 十四圓

炭塵ニ依ルモノ 每一回 五圓

彈道振子試験 每一回 二圓

殉爆試験 每一回 三十錢

爆焰試験

每一件 五圓

落錐試験

每一件 二圓

耐熱試験

每一件 一圓

二火工品

導火線點火器

每一件十錢

安全度試験

每一件五圓

能力試験

每一件五圓

四電氣機械器具

大型

安全度試験 每一回 一圓二十錢

機構検査

每一件 八圓

強度試験

每一件 二圓四十錢

中型

安全度試験 每一回 七十錢

機構検査

每一件 五圓

強度試験

每一件 二圓

小型

安全度試験 每一回 四十錢

機構検査

每一件 三圓

強度試験

每回 一圓四十錢

五照明器具

揮發油安全燈

導火線 燃速試驗 每一回 二十錢
安全度試驗 每一回 十六錢

耐水試驗 每一回 十錢

火薬分析 每一件十圓

威力試驗 每一回 五十錢
安全度試驗 每一回 五十錢

電氣抵抗試驗 每一回 三錢

齊發試驗 每一回 二十錢

電氣點火器 每一回 二十錢

安全度試驗 每一回 二十錢

三發破用點火器 每一件五圓

能力試驗 每一件五圓

七測風器	一爆 藥	每一件二百十圓
性能試驗	二火工品	每一件十五圓
誤差試驗	導火線	每一件三十圓
八自動警報器	雷管	每一件二十圓
可燃性瓦斯自動警報器	普通雷管	每一件十圓
性能試驗	電氣雷管	每一件十五圓(普通雷管トシ テ合格シタルモノニ付テハ五圓)
通風自動警報器	電氣點火器	每一件二十五圓
性能試驗	導火線點火器	每一件十五圓
坑爆發豫防試驗所長之ヲ定ム	四電氣機械器具	每一件八十四圓
第二條 石炭坑爆發豫防試驗所ニ試驗ヲ通常ノ依頼ニ先チ テ急速ニ施行スルコトヲ依頼スル者ハ前條ノ規定ニ依ル 額ノ二倍、日時ヲ限り施行スルコトヲ依頼スル者ハ三倍 ノ手數料ヲ納ムベシ	大型	每一件五十圓
第三條 石炭坑爆發豫防試驗所ニ石炭坑用爆藥類又ハ機械 器具ノ種類別又ハ型式別ノ検定ノ申請ヲ爲ス者ハ左ノ區 別ニ從ヒ手數料ヲ納ムベシ	中型	每一件三十圓
九自動警報器	五電線	每一件十圓
可燃性瓦斯自動警報器	六照明器具	每一件三十六圓
通風自動警報器	揮發油安全燈	每一件三十九圓
八測風機	攜帶用安全電燈	每一件三十九圓
九自動警報器	前項ノ規定ハ検定ノ申請ヲ爲ス者其ノ検定ノ成績書ノ交 付ノ申請ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス	以上二十圓以下ノ手數料ヲ納ムベシ
精密可燃性瓦斯檢定器	第七條 石炭坑爆發豫防試驗所ノ設備ヲ使用セントスル者 ハ七日又ハ其ノ端數每二十圓以上百圓以下ノ使用料ヲ前 納スベシ	第八條 手數料及使用料中最高及最低ノ限度ヲ定メタルモ ノニ付テハ石炭坑爆發豫防試驗所長其ノ額ヲ定ム
型式別ノ検定ニシテ石炭坑爆發豫防試驗所長構造圖ニ依 ル審査又ハ機構ノ審查ノミニテ爲スヲ適當ト認ムル モノ、手數料ノ額ハ前項ノ規定ニ依ル額ノ十分ノ一トス	第九條 手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムベシ	本令ハ昭和十五年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス 昭和十一年勅令第三百八十二號ハ之ヲ廢止ス 〔參照〕昭和十一年十月二十一日公布勅令第三百八十二號ハ 鐵山監督局ニ於テ行フ受託試驗ノ手數料ニ關スル件ナリ 手數料ヲ納ムベシ

臨時米穀配給統制規則

(昭和十五年八月二十日公布農林省令第七十四號)

前内閣は七月九日の閣議に於て農林、商工兩省事務調整に關する件と共に米穀集荷配給機構の要綱を決定したが、政府は右要綱に準據輸出入品等臨時措置法第二條第三條に基き臨時米穀配給統制規則を決定し、廿日公布、來月十日より施行することとなつた、今回の米穀配給統制規則は大體小麥の場合と同様に集荷配給機構整備強化し米穀ルートを確立したものである。

第一條 米穀の配給の統制は差當り本則の定むる所に依る

第二條 米穀生産者又は土地に付權利を有する者のその生産し又は小作料として受けたる米穀の出荷はその所屬する市農會又は町村農會の統制に従ひ之を爲すものとす

第三條 販賣組合及び農業倉庫業者以外の者が米穀生産者又は土地に付權利を有する者よりその生産し又は小作料として受けたる米穀を買受け（本令施行前に爲したる契約に依り受入る場合を含む）又は販賣の委託を受けんとするときは、左に掲ぐる場合を除くの外當該米穀生産

者又は土地に付權利を有する者の所屬する市農會又は町村農會の斡旋に依るべし

（一）特別の事情に依り地方長官の許可を受けたるとき

（二）其他農林大臣の指定したる場合
販賣組合又は農業倉庫業者が米穀生産者又は土地に付權利を有する者よりその生産し又は小作料として受けたる米穀の販賣の委託を受けんとするときは當該米穀生産者又は土地に付權利を有する者の所屬する市農會又は町村農會の出荷統制に依るべし

第四條 米穀の販賣の委託を受けたる販賣組合又は農業倉庫業者は當該道府縣を區域とする販賣組合聯合會（聯合農業倉庫業者たる場合を含む以下同じ）以外の者にその

米穀を販賣（本令施行前に爲したる契約に依る引渡を含む以下同じ）し又は販賣の委託を爲すことを得ず、但し地方長官の定むる所に依り市農會又は町村農會（地方長官市町村を指定したる場合は當該市町村）の承認を受けたる場合はこの限に在らず

前條の規定に依り市農會若くば町村農會の斡旋に依り米穀を買受け若くば販賣の委託を受けたる者又は前條第一項第一號若くは第二號の場合に於て米穀を買受け若くは

販賣の委託を受けたる者は地方長官の指定する米穀取扱業者の團體（以下米穀商統制團體と稱す）以外の者にその米穀を販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず但し地方長官の定むる所に依り市農會又は町村農會（地方長官市町村を指定したる場合は當該市町村）の承認を受けたる場合は此の限に在らず

前條に規定する場合及び小作料として米穀を受けたる場合は此の限に在らず

全國米穀販賣購買組合聯合會は農林の許可を受けたる場合の外政府又は日本米穀株式會社以外の者に前項の規定に依り販賣の委託を受けたる米穀を販賣することを得ず
米穀商統制團體は地方長官の指示に依り當該道府縣内の米穀商統制團體に充つべき米穀を當該道府縣の米穀取扱業者又は其團體に販賣する場合を除くの外政府又は日本米穀株式會社以外の者に米穀を販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず

（68）

得て、但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此限に在らず。

第六條 日本米穀株式會社は、政府又は米穀商統制團體以外の者に米穀を販賣することを得ず、但し特別の事情に依り農林大臣の許可を受けたる場合は此限に在らず。

第七條 農林大臣の指定する地に於ては米穀商統制團體は地方長官の指定する米穀小賣業者の團體以外の者に當該地に配給すべき米穀を販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず、但し特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合は此限に在らず。

第八條 何等の名義を以てするを問はず第三條又は第四條の規定に依る制限又は禁止を免るゝ行爲を爲すことを得たる場合は此限に在らず。

第九條 農林大臣又は地方長官米穀の配給を統制するため特に必要ありと認むるときは米穀を所有し又は販賣の目的を以て占有する者に對し倉庫、期間其他必要な事項を定め其所有し又は占有する米穀を寄託すべきことを命ずることを得。

受人又は販賣受託者の氏名名稱及び住所
第十三條 米穀小賣業者、組合員の爲に米穀の購入を爲す購買組合、漁業組合若は商業組合又はその聯合會その他組織員の爲に米穀の共同購入若は購入の斡旋を爲す團體にして地方長官の指定するものは帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし。
(一)買受けたる米穀の種類別價格、數量及び買受の年月日並にその賣渡人の氏名名稱及住所
(二)販賣したる米穀の數量、價格及賣渡の年月日並にその買受人の氏名名稱及び住所
(三)購入の斡旋を爲したる米穀の種類別數量、價格及び斡旋の年月日並にその賣渡人及び買受人の氏名名稱及住所

第十四條 第三條第一項第一號に該當する場合において米穀を買受け又は販賣の委託を受けたる者は地方長官の定むる所に依り前月中に買受け又は販賣の委託を受けたる米穀の種類別數量及び價格並にその賣渡人又は販賣委託者の氏名名稱及び住所を地方長官に報告すべし。

第十條 米穀を所有し又は販賣の目的を以て占有する者は其所有し又は占有する米穀につき農林大臣より昭和十四年農林、商工省令第八號第二項の規定に依り告示する最高販賣價格に依る買入の申込ありたるときは其申込に應じ之を賣渡すべし。

第十一條 農林大臣又は地方長官米穀の配給を統制するため特に必要ありと認むるときは米穀を所有し若は占有する者、市農會、町村農會、販賣組合、農業倉庫業者、米穀商統制團體其他米穀の買入若は賣渡又は其代理若は媒介を爲す者又は其團體に對し米穀の配給に關し必要な命令を爲すことを得。

第十二條 日本米穀株式會社、全國米穀販賣購買組合聯合會、道府縣を區域とする販賣組合聯合會又は米穀商統制團體は帳簿を備へ左に掲ぐる事項を記載すべし。
(一)買受け又は販賣の委託を受けたる米穀の種類別數量、價格及び買受け又は販賣の委託を受けたる年月日並にその賣渡人又は販賣委託者の氏名名稱及び住所
(二)販賣し又は販賣の委託を爲したる年月日並にその買

第十五條 農林大臣又は地方長官必要ありと認むるときは第十一條に掲ぐる者より米穀の配給に關し必要な報告を徵することを得。

本令は昭和十五年九月十日より之を施行す販賣組合、農業倉庫業者、道府縣を區域とする販賣組合聯合會、全國米穀販賣購買組合聯合會、米穀商統制團體、日本米穀株式會社並に米穀小賣業者、組合員の爲に米穀の購入を爲す購買組合、購買組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、商業組合、商業組合聯合會及び組織員の爲に米穀の共同購入又は委託を受けたる者にして本令施行の際現にその米穀を所有し又は販賣に目的を以て占有するものはその米穀を當該道府縣の米穀商統制團體以外の者に販賣し又は販賣の委託を爲すことを得ず但し當該米穀商統制團體の承認を受けたる場合はこの限りに在らず。

日發手持炭八十萬噸

日本發送電會社では九月末貯炭量百萬噸を目標に専ら貯炭量の増加に努めてゐるが最近の調査に依る旨發の手持炭は全國合計八十二萬九千二百噸を突破し頗る好調を見せてゐるしかして最近一週間に於ける一日平均の出入れを見るご入荷量は平均五千百四十二噸であり、これに對し消費量が三千五百二十七噸となつてゐる、差引き一千六百餘噸の貯炭増えなつてゐるのでこの調子で推移すれば一ヶ月五萬噸内外の餘裕を有することになるので九月末百萬噸貯炭は格別困難なものでない見てよい、しかし乍ら右の貯炭量八十二萬九千餘噸は全部使用に堪へるものではなく規格外のものが相當含まれて居り即ち同社の調べに依るご適性炭として單獨にて使用に堪へるのは四十八萬三千噸で約六割に過ぎず残餘は重油その他を併用せねば使用不可能となつてゐるの

で今後は専ら適性炭の調達が必要となつて來る譯である。(九日)

一日と唱へてゐることであるから今更これを延期することは困難な事情にあり成行が注目されてゐる。(日工)

運賃諸掛ブール加算**一時實施延期か****日炭開業迄に算出困難**

日本石炭會社の開業は餘すところ一ヶ月半に接続したが、未だ買取價格の決定を見ず販賣基準價格の算出は不可能の状態にありその上積込み費、汽船、鐵道運賃諸掛等のブールを行ふことになつてゐるが、各消費都市着値段はこの運賃諸掛ブールが出来ない限り決定することが出來ず實際問題として今後一ヶ月半の期間に於いては到底販賣價格を決定することは困難なるに鑑み、日本石炭會社操業延期か或ひは運賃諸掛けのブール加算を一應延期し適當の時期實施するかの何れかを選ばなければならぬ岐路に立

一日に三萬噸**來月から處女列車**

送炭若松の新體制を確立する日本一の石炭積込高架橋が冬季需要期を前にして八月十五日全く完成し、九月一日から待望の處女列車を運轉することになつた、同橋は若松驛構内藤ノ木岸壁に沿つて延長約八百米、鐵筋コンクリートの高架橋上には操車線三本を敷設して筑豊炭田から運到する黒ダイヤ列車は機關車ぐるみそつくり收容、石炭は炭車から直接船舶へ奔流と成つて響

いては昭和石炭のみ認可がありその他に對しては未だに指示がないので最近に至りこれが認可は殆んど絶望視され或は来るべき

日本産化學**火力發電所新設**

增加は宇部地方各炭礦の深刻な情勢とされ置されるのではないかさみられるに至つた而して大阪石炭統制組合に既にこの運賃の引上等を一部見込んで適正販賣價格を算出して當局に至急認可方を申請中であるが、この成行如何は石炭販賣業者今後の動向を左右するものと重視されている(九日)

十月の日本石炭の事業開始迄状況のまま放

着工、本年十一月完成の豫定であつたが、その後關西の電力供給で若松の重要性を再認識した企畫院並に商工、鐵道兩省が、かくてはこの冬の送炭障害をさし資材配給に英断を揮つて工期三ヶ月繰上げに一決、工事請負細野組では延人員約一萬人の建設戦士を奮闘し去る二月このかた晝夜兼行の電撃工事を強行したのである

かくて登場した我が國最初のラーメン型新銳積込施設は目下實現途上にある若松港の送炭船三千隻整備計畫と相俟つて京阪神の工場街から燃料兵站線の不安を全く一掃する

(福日)

昭和系以外は**石炭運賃引上げ問題**

運賃、滯船料引上げ額の炭價への轉嫁につ

ては激の争い一方には四十カロリー以下の粗悪炭販賣許可は福岡鐵山監督局で原則的に不許可の方針であるだけに目下の掘物炭

西炭聯加入申込

藤井氏徹回

州採炭株式會社では筑豊炭田の深坂炭坑を買収して岩崎、新手、土井三坑とともに年産六十萬噸増産計畫に邁進する體制整備をいたでるが、石炭配給統制法の十月一日實施を絶り社長藤井伊藏氏は石炭鑛業互助會を脱退しその去就を注目されてゐた矢先アカトサイダ一團體たる西部石炭鑛業聯合會に加入を申込み互助會と西部石炭との今後の對立を思はせると共に一方西部石炭は指定會社設立を前に會長問題を繰り内紛を齎す等の渦中に石炭界の權威者たる藤井氏の入會申込はます／＼業界に話題を添へ興味を喚つてゐたが、深甚の考慮をばらつた藤井氏は突助西石聯加入申込を撤回したので問題は今後に残されるに至つたが、しかし九州採炭さしても何れかの所屬團體會社に加入せざれば經營上支障を來すことになるので西部石炭聯の指定會社設立後十月一日までには最初の意思通り更に西部石炭聯合會加入を實現するものとみられその動向はます／＼注目されてゐる(日工)

國策會社設立案
九採より建言

スト低下が可能なこと等であるが、然しそが實現には國家が法的根據に基く強要の必要があり可能性について云々されてゐる。(日工)

△炭滓(ボタ)埋立用その他石炭として使用せざるもの△第九條の許可(地方長官の許可を得た水洗業者)を受けたるもの(日工)

福岡鑛山監督局の

低品位炭販賣許可

福岡鑛山監督局管内九州、山口各縣下炭礦の低品位炭販賣許可申請は既報の通り二十四炭鑛四十三鉱柄に及びうち同局で認可しかるべきは東松島炭礦の一鉱柄に止まり依然として嚴查方針で臨み申請鉱柄の検討を續けてゐるが今度左の二炭鑛一鉱柄に對し低品位炭販賣を認可した。

△住友忠隈坑の住友忠隈硬(炭礦)硝子工場耐火煉瓦製造用炭△矢罐炭鑛(日產矢罐特粉、塩田用炭△石炭直接販賣であることを△用に近いこと△改善の餘地なきことを△用途が塩田用、瓦焼用、湯屋焚用その他止

ムを得ざる場合

△炭滓(ボタ)埋立用その他石炭として使用せざるもの△第九條の許可(地方長官の許可を得た水洗業者)を受けたもの(日工)

九州地方石炭輸送

連絡協議會委員會

旬末八〇萬噸△同末七七萬噸

カーバイト配給機構 結局、現狀維持か

當局の態度に業者不満

本年度石炭增産計畫に対する根本輸送對策を樹立する第一回九州地方石炭輸送連絡會議會小委員會は三十日午後一時から福岡縣教育會館會議室で開催、熊本遞信局熊谷海事部長、内田鷹、門司鐵道局飯田貨物課長、篠田、百合田、渡邊三係官、福岡縣加藤商工課長、福岡鑛山監督局總務部長、同岩崎監理部長、同加野書記官、荒木技師、久保属出席して各自持寄の資料を提供し海陸兩面輸送の圓滑を期し港口、坑所貯炭一掃對策を協議して同三時半散會した。福岡鑛山監督局管内二月以降六月末迄の坑所貯炭高は左の通りである。

二月末六萬噸△三月末七〇萬噸△四月未九五萬噸△六月上旬末八二萬噸△同中

一(75)

石炭の高度統制遂行に當り現在の消費、價格、配給部門の統制から一步進んで生産統制に移行する必要があり燃料當局に於ても種々調査研究が行はれてゐるものゝ未だ具體化の運びとなつてゐないが、生産統制のポイントは九州に於ける中小石炭業者を如何に統制し粗悪炭を防止するかと共に資材労力の重點主義配給を徹底化し計畫的増産を完遂するかといふにある。この國家的統制の必要なるに鑑み中小炭礦業者の中に於ても時局を認識し自ら進んで國家統制に即應且つ自から活ける途の發見に苦心してゐる向も多いか、その中革新的統制の意圖を有してゐる九州採炭株式會社常務鶴見弘氏はこの程上京し十二日燃料局に於いて東長官と會見し、大要左の如き炭田別合同により特殊國策會社設立案を建言したと傳へられる。

一、粗悪炭を集約し合理的處分の途が拓けまりを打開せんがため既報の如く八月以来の配給から代行機關の設置による配給機構改革を工商省に迫つたが、當局は之れに對し從來の配給業者が失業を來すことを恐れた結果、同案に反対する意向を示したので、結局八月以降の配給は暫定的に現狀維持に落着くことになつた。

右によりメーク側としては泣き寝入りとなりたった譯であるが、なほ製造業者の一部に於いては現在までの配給不圓滑によつて蒙つた損害は莫大であり、且つこれがため需要者側に與へた影響を看過し難いとして飽くまで配給機構の刷新を要望しつゝある。

商工當局が右に關してさつた態度は現在の情勢から見て十分その意を諒するが、メーク側としては斯る事態にまで至りなが

ら尚ほ現状を糊塗せんとする當局の態度には嫌らぬものがあり、頗る明瞭性を缺くとして不満の意を表してゐることは争はれない。(九日)

發送電貯炭百萬噸

實現確實化す

日本發送電の七日現在全國貯炭高は九六二・八三一噸(うち不適正三五九、四六三噸)で九月末百萬噸確保の貯炭計畫は實現確實さつた。これは相繼ぐ降雨のため水力系電源の出力増で低能率火力發電所は十五箇所運轉を休止しその他も石炭消費量著しく低減、昨冬一日約一萬噸消費してゐた關西地方の如き日下三千三百噸臺となり、この消費減と送炭増の好條件が重複して一時危まれた貯炭計畫も豫定通り實現可能となつた譯である。(日工)

實需を基準に

適正利用を圖る

下半期石炭配給方針

商工省では十五年度下半期(十月一月)に

送炭若松の底力

船は無くても可

増炭獎勵金より

小林新大阪業界の要望

送炭用の汽船は樺太炭輸送のため強制配船され九州關係は七月以來約三割減となり輸送力の不足に一沫の不安があつた、然るに若松港頭の貯炭はこの憂ひを一蹴して七月二十日現在一五〇、一〇三噸、月末一三六、七八八噸(何れも互助會調査)と漸減、汽船が無くても送炭若松はひくさしない頗母しい底力を示した。

おりる石炭配給方針に關し既意協議中であるが、本期の需給は比較的圓滑なるに鑑み重點主義による生產力擴充方針に順應する割當を爲すと共に石炭の適正利用を徹底化する方針を決定、一元的配給機關として十月一日より開業する日本石炭をしてこの方針に基く割當を行はしめる事になつた。

即ちこの方針によつて前期、前々期の如き供給不足の深刻なる時に際し各種產業によりその比率の差こそあれ實需を無視した強制消費規正による弊を是正し且つ軍需工場、發送電用、製鐵用原料炭、輸出產業等重點配給を徹底化すと共にそれへ適正炭を供給するといふ合理的配給を行はんとするもので此結果發送電會社の要求する標準六千カロリー石炭半當も容易となり一方從來強壓迫消費規正を強要された需要方面に對しても適當なる配給増加が期待されてゐる(日工)。

中樞福岡へ移轉

迫る炭界の新體制

若松驛前の高臺に商工會議所の近代建築に並び古風な木造二階建の筑豊石炭礦業會は九州大手筋炭山の元締として炭界史に大きな足跡を残してきたが愈よ迫る炭界の新體制に順應し資材關係から縣廳並に福岡市に連絡緊密化を計る必要に迫られ近く同會を福岡市へ移轉する事に内定、鐵業會の跡には日本石炭若松支店と商工會議所別館の建築計畫が進められてゐる。

一方互助會でも資材部の福岡市進出が決定してなり年内には何れも資材入手の據點を求めて炭界中権の福岡間移動が實現する事となつた。

右につき鐵業會常務理事原田幾造氏は十四日左の如く語る

福岡移轉はどうしてもやらなければ成らぬ、全部の引越しが念に出來れば資材關係だけでも近々のうちに移轉する積りで準備を進めてゐる。(福日)

これは商工、遞信兩省合作による若松港送炭機帆船三倍增强の英断が見事に急所をつき若松港重油規正組合加盟船は早くも二千三百餘隻に倍加すると共に重油配給が極めて圓滑となつたので身軽な機帆船がぐんぐん能率をあげて汽船拂底のビンチヒッターコなり貯炭の山を切崩してゐる。

この調子で進めば本冬の需要期も送炭陣は大した番狂はせは演じないものと期待されてゐる。

て取引をなし一部において著しい値上りを示した、今回停止令によつて一旦停止、協定値によつて近日中に統一され十月一日よろづき若松港重油規正組合加盟船は早くも二千三百餘隻に倍加すると共に重油配給が極めて圓滑となつたので身軽な機帆船がぐんぐん能率をあげて汽船拂底のビンチヒッターコなり貯炭の山を切崩してゐる。

よりも、互助會は昭和石炭よりも高價で山並み古風な木造二階建の筑豊石炭礦業會は九州大手筋炭山の元締として炭界史に大きな足跡を残してきたが愈よ迫る炭界の新體制に順應し資材關係から縣廳並に福岡市に連絡緊密化を計る必要に迫られ近く同會を福岡市へ移轉する事に内定、鐵業會の跡には日本石炭若松支店と商工會議所別館の建築計畫が進められてゐる。

勵金がこのコスト高による損失を補填してくれる、ばかりのだが、そうはいかんよと語り、業界の意向も同様で奨励金の存在は其意味を見てゐるやうで、實際昭和十三年九月に粉炭は一噸九十錢、中塊炭は一圓、塊炭は一圓五十錢の値下げを命ぜられ爾來釘付となつて居る、アウトサイダー炭こそこの際押へて昭和炭は全面的に値上げすれば増産はうけ合ひされるが増産を利潤によつて行はせんとすることは考へものされるので値上げは頗る困難視される(日工)

指定會社の統制手數料

中小炭礦負擔せず日炭
への販賣價格に加算
石炭配給統制法指定會社たる互助會、西部、宇部、常磐、北海道五石炭會社はいづれも本月末までには創立の運びとなつてゐるが、これ等指定會社の統制手數料は日本石炭會社に對する販賣價格に對し加算することに決定した、燃料局並に日本石炭では統制手數料は日本石炭會社と直接取引を爲す

大炭礦が廻當り九錢の日炭統制手數料を負担するのでこれとの均衡上中小炭礦業者も、指定會社手數料を負担すべきであるとしてゐたが、これに對し中小炭礦業者は大炭礦の統制と趣を異にし数量が少い割合に礦主の手数料負担は大手筋礦主に比し著しく多額となる。しかしも國家の必要により生ずる礦主の負担であると爲し販賣價格に加算すべきである。

而してこの手數料を廻當り幾らとする。この如きは各地方により状況を異にするので當然差別があるべきであるが、常磐、宇部、常磐、北海道の手數料は廻當り十三錢とある(日工)。而してこの手數料を廻當り幾らとする。この如きは各地方により状況を異にするので當然差別があるべきであるが、常磐、宇部、常磐、北海道の手數料は廻當り十三錢とある(日工)。

各地指定會社の設立

本月末には完了

日本石炭會社は豫定通り来る十月一日より

同交會も亦資本金百萬圓、北海道石炭會社の設立認可申請を行ふことになつて居らう、更に宇部石炭聯合會も資本金百萬圓の宇部石炭會社も廿日資金認可申請を行ふことになつて居る。即ち九州に於いては互助會は現在資本金百萬圓(四分の一)拂込を残額拂込みを徵地區別に指定會社設立を急がしめ何れも本月末日までには創立する運びとなつた。

一(78)一

石炭仲買商を統合

生産と販賣に一大別

日石支店の機構擴充

日本石炭株式會社の十月一日事業開始を前に本支店共着々準備を進めてゐるが、筑豊石炭礦業會、石炭礦業互助會の各生産團體九州炭の一手買上げを掌る日石若松支店は福岡縣下に現存の多種の石炭仲買商團體を統合する「單一機關」に纏め指定生産團體と販賣機關の二つにはつきり區別して石炭買上げ配給機構を改革統制する方針である従つて現在の石炭配給規則は改正され、日本石炭會社の新しい配給機構下に全部統合される模様である、同時に日石若松支店陣容も現在職員數十名を差當り倍加し分析、檢査所も併置する、將來は職員約三百名位に大増員、機構を擴充し社屋も新築の計畫で敷地を物色中である、左記重要點につき四方田日石若松支店長談

現在の石炭配給統制規則はいづれ改正されるはずである、日石事業開始と共に販賣機關は一縣一團體の建前だから福岡縣

株主たる炭礦業者の意向を日本石炭會社に反映せしめ圓滑なる日炭運用を期す爲め株主を以つて參與の機能についても出来るだ

福岡炭礦資材協議會

あす設立打合

機能は縮小

の如き石炭仲買團體の多いものは全部適切な一團體の傘下に集まらねばならぬと思ふ、資格の制限などについてはまだ分らぬ△斤先掘業者これは生産團體として日石が一手買上げをする△水撰業團體として販賣業者として取扱い一手買上げには入らぬが、販賣指示、値段の交渉など業者と協力する方針△炭質標準△日石さして實情に即した別な規格を設定する△銘柄その他の△銘柄は差當り併用するやうにならう買上値段の決定は中々困難で、開値もいつの間にか市場値段となつてゐるものなどがある、これらをそのまま販賣値段として買上値算出に入れるがどうかなど研究を要する。(大朝)

炭礦用資材配統の重點化に伴ひ一元的統制機構を確立する福岡地方資材配給協議會設立については去る二十二日福岡礦山監督局に於いて方針を決定し、九州石炭礦業組合會常務理事原田幾造氏の手許に於て規約を他の具體案作成を急いでいたが、出來上立つたのでいよ／＼二日午後一時から博多商議會三階會議室で石炭聯合會廣野常務理事、九州石炭礦業懇話會常務理事原田幾造、柳木仙藏、石炭礦業互助會赤司有三、福岡礦山監督局側から岩崎監理部長、加野書記官、久保屬等出席して具體案検討の上協議會を設立することになつた。(大毎)

一(79)一

常磐石炭會社

資金認可を申請

常磐地方における中山炭礦の石炭を統制すべき資本金百萬圓常磐石炭會社の創立は大日本炭礦、日曹礦業、妙高企業、重内礦業、高秋炭礦、品川白煉瓦七社が發起人となり過般來創立準備を進めてゐたが本月未統制規則並に定款決定し準備を完了したので三十日正式に設立資金認可を申請した、而してこれが認可是石炭配給統制法に基く國策機關であるから直ちに認可されるることは確実であるが拂込み微收、創立總會開催準備期間を考慮すれば創立總會は八月下旬となる模様である。

(日燃)

悩み杭木の配給單價

是正と供給量の確保へ

縣林務課で準備急ぐ

増産途上の炭礦の惱みを一掃すべく各礦山監督局管内に協議會を新設して炭礦用資材

工事は若松築港會社の手で殆ど九分通り進捗し、各方面の工場、會社が食指を動かしつゝあるが、いの一番に日發が買収に成功關係方面の視聽をあつめてゐる。その地域は同町陣原地先の約十萬坪といはれ、坪當りの價格その他は當分絶對に發表せぬといふ申合せになつてゐる。されば、日發の買収目的は北九州重工業地帶への發送電本部をここに置き、千数百萬圓の巨費を投じて大火力發電所を建設するにあるさい。

しかもその工事は本年内には必ず着工することになつてゐる。ある。

この日發の大發電所は若松市が猛烈に誘致運動をなしてゐたものであり、築港會社としては同市當局への氣兼から折尾への發電所横取りを極秘に附してゐる。わけだが、これをきつかけとして残りの約二十萬坪の埋立處女地には日本化成をはじめ各方面から大口の分譲申込みが殺到してなり、八幡製鐵所を中心とする洞海災南岸の重工業工場地帶は折尾地先埋立地の活用によつて全く完成され、名實ともに日本一の威容を誇示する日も餘り遠く

炭積機を改善

の配給機構を確立する事は既報の通りであるが筑豊炭田を控へた福岡府は特に產炭縣として當面の緊急問題たる杭木配給の圓滑化を期すべく、これは一般資材と切離して縣單位の杭木配給機構を整備すべく縣林務課が中心と成つて準備を急いでゐる。

筑豊炭界の杭木消費量は約四百萬石を見られてゐるが最近の需給状況は大幅値上がり品不足で増産の前途に暗雲を投じて居りこの現状打開のため縣木材聯合組合が中心と成つて準備を急いでゐる。

坑木商組合、石炭生産團體等生産、配給消費の三位一體による新統制機關を設置する方針である。

坑木の生産確保のためには生産地に連絡機關を設ける事にならう、その上で需給

また単價については農林省山林局で三大都市の用材協定價格と睨み合せて適正價格を研究中である。

(福日)

折尾地先の埋立

日發まつ買收

遠賀郡折尾町地先三十餘萬坪の洞海灣埋立

あるまい。今は今回八幡市から再提唱の幡折合併問題に對し折尾側の態度が俄に硬化した一因もこの日發大發電所誘致にまづ成功、ひさりでに折尾の活氣が示現されるためと傳へられ、場合によつては水巻、中間の兩炭都さ握手提携して獨立の「遠賀市」を建設すべしとの論を飛出するに至り重工業界の發展飛躍は今後の幡折兩市町の動きに微妙な牽引を與へるであらうと見られてゐる(大朝)

物資配給部設置

必需品の切符制を實施

福岡縣產業報國聯合會では全國に亘り三十五萬産業戰士のため生活必需品切符制を實施することになり、同會内に重要物資配給部を設置して先づ切符による砂糖配給を七月分から實施することになつた。一人當り配給量は〇・三二五八斤で産業報國聯合會で切符を發行し即商業組合から縣下一千數百の工場礦山各購買會に配給する方法であるがこれに引續き酒、マツチ、米、味噌、醤油等の必需品全部に及ぼす計畫である(日工)

本年早々の日發救援炭輸送に血眼の折柄、日發のため若松市が一肌脱いで同市貿易貨物電車北湊驛岸壁に總工費一萬圓を擇じて今春急設した炭積機はその後使用せず立廢れられてゐるが、最近の需給状況は大幅値上りと品不足で増産の前途に暗雲を投じて居りこの現状打開のため縣木材聯合組合が中心と成つて準備を急いでゐる。

坑木商組合、石炭生産團體等生産、配給消費の三位一體による新統制機關を設置する方針である。これによつて單價は正と供給量の確保が期望されてゐる。右につき廿五日赤司互助會材部長は語る。

坑木の生産確保のためには生産地に連絡機關を設ける事にならう、その上で需給

また単價については農林省山林局で三大都市の用材協定價格と睨み合せて適正價格を研究中である。

(大朝)

-(80)-

-(81)-

石炭増産對策

修 正 要 せ す

小林商相就任に

事務當局の見解

新内閣により現石炭増産對策は、或は修正をみるのではあるまいかと、各方面に異常な關心をもたらす特に過去に於いて炭價引上げが増産の中心對策として唱道してゐた小林商相の就任を見たことからして頗る注目を惹いてゐるが、右に關し小林商相は自下のところ尙研究中として表明を遮げてゐるが、事務當局の見解としては、現行増産對策については何んら修正の要なしとの意向をもつてゐる。

即ち生産擴充と低物價政策との調和は、今後國防國家體制強化のためには、依然として堅持されねばならぬ課題であつて今日の段階に於いては絶対不可避の對策であり、既に國策として軌道に乗せられたものであるから今これを直ちに變更するが如き筋合のものではない、又内地に於ける増産第一主義の根本原則はこゝ一

石炭生産擴充に

高度統制豫想

全國礦區を整備合同か

石炭礦業生産面に於ける統制は客觀的情勢として可急的速かなる實現が要求されつゝあつたにも拘らず、自由主義的經濟機構が原因で今日遂行し得ぬところであつたが新政體制の出現は愈々これが客觀條件を整備すると共に、その實現を懇切に要求して來て居るため商工省に於いてもいよいよ

右客觀情勢に應ずるべく、石炭生産部面に於ける戰時產業立法即ち重要礦物・增産法令の發動による積極的全國礦區の整備合同工作を漸々眞剣に考慮するの巴むなきに立ち至つて居る、然じ乍ら今日迄はその積極的動作は、殆ど見られなかつたところであつたが政治體制出現に伴ふ本邦經濟の割期的革新

氣運はいよいよ急調を以つて進展しつゝあり基本產業としての石炭生産と高度統制を整理策を急速に具體化することは不可能であるとしてゐる(九日)。石炭生産の完璧を期さんとする所には勿論、舊臘石炭統制の不備に乘じ突破せらる石炭需給危機の禦除策として階場した所謂一聯の助成金工作また靈敷費消する所必至ともなるので、こゝもと右當局の戰時立法發動は全業界に蓋し稀有の關心を惹起してゐる。(日清工)

濟南を前衛基地に

筑豐互助礦調查員一行來濟

濟南を前衛基地に於ける戰時產業立法即ち重要礦物・增産法令の發動による積極的全國礦區の整備合同工作は、殆ど見られなかつたところであつたが政治體制出現に伴ふ本邦經濟の割期的革新

氣運はいよいよ急調を以つて進展しつゝあり基本產業としての石炭生産と高度統制を整理策を急速に具體化することは不可能であるとしてゐる所には勿論、舊臘石炭統制の不備に乘じ突破せらる石炭需給危機の禦除策として階場した所謂一聯の助成金工作また靈敷費消する所必至ともなるので、こゝもと右當局の戰時立法發動は全業界に蓋し稀有の關心を惹起してゐる。(日清工)

各礦の古銑と機械部分品

交換基本數字を調査

各礦の古銑と機械部分品の調査は、筑豐地方の各礦が消費する輸受けその他

の機械部分品は從來主として直方機械工業組合から供給してゐたものであるが鐵鋼類の統制強化に伴ひ最近入手が非常に困難となり增産途上の山元に暗影を投するに至つた。この窮境を開拓する直方機械工業につき商工省當局の考慮を促し一方この基

本數字を成るべき各礦の在庫古銑につき瓦斯組合にて調査を進めてある。統制時代に即頃の機械部分品が確實に供給されるので「石二

下日本の要求する地下資源開發に大きな努力が拂はれ着々と所期の目的を果しつかむが、わが山東もその重大任務の一端を擔つて建設は各方面に大なる進展を見せ、近くは泰安東南新泰縣下に埋藏量實に四十五億トンに達する大炭田を發見、既に三義礦業の手で開發に着手されて山東省は今や日華の緊密なる提携によつて資源開發のハンドリは高らかに建設譜を奏でつゝある折柄日本優秀な技術と器材と資本を大陸に移植して炭礦開發を行つて燃料報國の實を果さうと、この程九州筑豊互助會石炭株式會社の北支那炭礦現地調査員一行五名が北津方面の觀察を終つて來濟、且つ關係當局の援助の下に山東、江蘇兩省の各炭礦を現地調査に從事してゐる。

一行は五助會(九州中小炭礦會社より成るもの)理事加茂、礦業所長久野保、加茂、礦業所長芳賀、主荒牧健造、同久野保、加茂、礦業所長松永繁松、互助會正野輝美の五氏で行ふもので河北省では北京附近で二ヶ所山東省でも二ヶ所の炭礦を現地踏査によ

り調査、研究の上然るべき箇所に於て内地より器材を取り寄せて早速開發に乗り出すべく、而して濟南に開發事務所を設置して大々的に炭礦開發を行ふと同時に將來產業都市としての發展を約束せられてゐる濟南の各種

工業に亘つて不可缺の基礎原料石炭の供給者を目ざしてゐる右について東亞ホテル宿中の一行を訪へ交々語る。

石炭增産が何よりも急務たる今日、吾々互助會ではその有する技術と器材と資本を以て北支に於ける未開發の炭礦を積極的に開發し、でき得る限り澤山の石炭を日本に送るのが吾々の念願で、今回當局の御指導を得て調査にやつて來たわけ

で、何處の炭礦を經營してゆくかは今はまだ未だ決してゐません。且つ調査も大部進んで二三日中に現地に出かけて詳細な調査を行ふ豫定ですが、申上げられません。且つ調査も大部進んで二三日中に現地に出かけて詳細な調査完了の上は出來得る限り速に開發を開始し、べきである。濟南には開發事務所を設置し前衛基地とする事にならでせう。勿論吾々は利益を度外視して

燃料報國の責を果しおいと思つてなりま

鳥の名案として當局の歓を大いに期待されてゐる。(大毎)

理は飽くまで是正する決心である(福日)

議を進めてゐたが、今回中央に資材配給聯合會(假稱)が設立したが、今回中央に資材配給聯合會(假稱)が設立し石炭鑄業聯合會傘下の炭鑄並にアリ

双方の意見聽取

若松港の石炭仲仕賃金是正

若松港石炭仲仕小頭組合から荷主側に要求の仲仕賃金是正は問題の重要性に鑑み五日縣警察部和田警部來若、この日伊藤炭商組合長の歸若を迎へ對策を協議した、荷主側荷役改良委員會および仲仕側代表小頭組合長玉井金五郎氏を交々若松水上署に招き田上署長原田松村島崎各幹部同席の下に双方の意見を聽取してなほ仲仕賃金状況につき阪神方面を視察した玉井金五郎氏は左の如く語つた。

大阪、神戸、名古屋の石炭仲仕は今年になつて何れも三割の値上げを荷主側と協定した、諸材料も事變前の二倍に暴騰したのに若松港の仲仕賃金は一昨春僅か八分の値上げをしたのみである、斯る狀態が續けば仕事の能率が低下する惧れがあり石炭荷役の重要な使命を全ふする爲不

工場用炭に

亞炭三割を混用

商工省利用方法研究進む

商工省燃料局は亞炭協議會を設け今後亞炭の開發利用に對し積極的活動をなさんとしてゐるが、先づ工業用石炭に三割見當の混入をなすことは可能でありし専ら利用方法に重點を置いて研究を進め其結果東北地方産より岐阜地方産の方が優良であることを至つた、なほ其他各地方のものも研究される模様である(日工)

炭鑄用資材の

一元的配給統制

いよく實施に決る

石炭の増産計畫を遂行するうへには炭鑄用資材の圓滑配給の急務なるにかんがみ、商工省ならびに石炭鑄業聯合會にあつては、これが一元的統制團體を結成すべく過般來協

一、各地方協議會は右割當に本づき傘下の炭鑄業者に割當を行ふ

一、取扱品目は差當り鐵鋼製品ゴム製品、カーバイト、セメント、坑木などであるが、取扱品目の範圍は右統制團體の充實さともに全面的に擴大する方針である(大朝)

—(84)—

樺太封鎖炭田

開發會社を設立

年產百萬トンを目標に

さきに政府の命により樺太封鎖炭田の開發に當ることとなつた東拓では現地に調査員を派して事情調査を行つてゐたが、このほど右調査完了し目下その開發計畫の具體的準備を進めてゐる、樺太封鎖炭田の埋藏量は約一億トンと推定されこれが開發經營について東拓單獨で當るか乃至は有力炭業者の合同參加にまつこになるかについては未だ政府の方針が決定を見るに至つてゐないので、以下のところ東拓では明後年ににおける年產額百萬トンを目標に開發計畫を進めてゐり結局他の有力炭業資本を提携し封鎖炭田開發會社が設立されるものと見られる。(大朝)

互助會北支進出

炭田近く開發準備に着手

北支山東に殆んど秘められたる炭田が石炭

礦業互助會の手によつて資源開發線上に躍り出さんとしてゐる、互助會石炭對策委員会茂泰吉、荒牧健造、久野保氏等の一一行は本月初旬來燕し、興亞院華北連絡部を始め北京濟南の各關係當局の指示を受け詳細なる打合せの後去る十八日より山東省明水の南十二キロの地點を中心とする西章邱炭田一帶を踏査してゐたところ、この程調査の概略を齎すに至つた、右によれば

ブール平準化

當局乗せられる懼れ

日本石炭會社では十月一日の開業を控へブール平準化炭價の算定準備を進めてゐるが昭和石炭の炭價引上げ意向が日本石炭に強く反映し高カロリー、粘結性炭即ち原料炭の買上げ價格は相當の高値とし又販賣價格も相當大巾の値上げを断行し以つて價格の方面からこのこれ等特殊必要炭の増産を圖らんとしてゐる。

ブール平準化炭價は當然從来優良炭に之を指せば資材の供給を得たる上應急設備をなすことが喫緊の問題で一行は調査終了後一兩日中北京に引返し興院華北連絡部その他に指示を仰ぎ十分検討の後、來月初め歸國し二十日頃にかけて大舉再び現地に乗り出る開發準備に着手する

—(85)—

に總平均炭價を幾分でも引上げんとして

ゐるものである。

然しながら貿易補償金の性質よりすれば總平均炭價に於いては一錢たりとも高値することは許されず商工營局としては嚴に炭價高を抑制せんとしてゐることは事實ではあるが、ツール標準化の基礎資料は何と云つて昭和石炭が握つてゐるのであるから商工當局としてこれを抑制する根據に乏しい關係からこの隙に乘せられる危険は多分に在りかかる日炭内部の炭價引上げ意向はきはめて遺憾なものがある。(日工)

指 定 會 社

來 月 中 旬 創 立

西 部 炭 聯 總 會

低 品 位 炭

取 扱 一 手 引 受

互 助 會 が 行 ふ

良 質 の 炭 田 日 鐵 が 發 見 萊 無 線 (濟 南 東 南)

西部石炭鑛業聯合會臨時總會は二十七日午後二時十分から福岡市教育會館三階會議室で開催、來賓として日本石炭會社勝原宇部支店長、小野田若松支店次席外二名、會員約百五十名出席の上開會に先立ち東方遙拜、皇軍將兵感謝並に英靈に默禱を捧げて開會

てゐるが今回萊無線濟南東南方八〇キロ)

を中心とする東方九キロ、西方十五キロ、南方十三キロ、北方三キロ、二十三平方公里の廣大なる地域に亘つて日鐵調查部が皇軍援助の下に約半々年を費して調査の結果、埋藏推定量二億噸に及ぶ大炭田を發見、以下之が開發に着手準備を進めてゐるが

右の石炭の品質は強結性有煙炭にしてコーカス原料として使用されるもので近く日鐵の手により採炭を見るべくこれが成果は大いに期待されてゐる、なほ萊無北方三キロ一帶には褐鐵礦も产出し鐵石は殆ど馬鈴薯状のものにして品質は六十分の一セントを含有する優秀なもので目下關係方面においてこれが開發につき研究を進めてゐる。(日工)

日 本 炭 業 が

寶 珠 山 炭 鑛 獲 得

東京市丸の内郵船ビル内日本炭業株式會社(社長橋上保氏)は年産百萬噸増産計畫の實現を自指し第豐炭田に於いて礦區の買収に着手し、先づその手初めに福岡縣朝倉郡寶

この經會長を辭任した田中仙之介氏より辭

任接授について指定會社設立に至る經過報

告に引續き指定會社の業務運用の説明を行

つたのち野見山副會長講長席につき

の決定事項による設立委員選出をはかり

佐賀、長崎、熊本、山口、福屋、筑豊の

各地方支部より二十名の委員を選出し同

委員によつて同會社資本金並に創立總會

七時過ぎ散會したが資本金は百五十萬圓

社名は西部石炭鑛業株式會社(假稱)本省

に申請の上認可を俟つて来る八月中旬創

立總會を開くことになるものと見られてゐる。(日工)

会社名などを決定することに一任し午後

七時過ぎ散會したが資本金は百五十萬圓

各地方支部より二十名の委員を選出し同

委員によつて同會社資本金並に創立總會

柄に及びなは續々許可申請を行つてゐるが認可は漸く長崎縣下炭礦に過ぎず相應候の市場締出し方針を重視されてゐたが、石炭鑛業互助會では所屬炭坑の低位炭「手引受計畫」を立て福岡鑛山監督局にその機構の誤解を折衝の結果内諾を得たので八月一日から各炭坑につき低品位炭特許申請額定數量調査を開始した。

かくて「手引受扱」なれば低品位炭の特許を得るものは全責任を以て炭質その他

充分なる調査分析を行ひ改善の餘地ある

ものは改善せしめ、炭質向上をはかり監督局への申請書に同會の副申を添付して

大いに補助、石炭調査、分析所費等織込み濟となつてゐる。(日工)

本會記事

○重役會並理事會

八月二十日午前十時より本社會議室に於て開催、中島相談役、山本社長、野上名譽會長、武内專務、末吉、金丸、中島、松尾、三崎、橋上「代」、木曾、田籠、有江、西本、上田、西田各重役、和才、美川、吉原、加茂、風戸各理事出席、左記議題につき協議した。

一、増資四百萬圓(四分の一拂込)に係る件
ホ、右株式割當方法に係る件

ヘ、右拂込期日は株主總會の協議により正式に申請手續のこと

二、株式未拂込金徵收並に増資申請に關し關係當局との交渉經過報告

イ、常勤幹部招傭の件

ロ、社員増員の件

ハ、各地方別に出張員駐在の件

ニ、必要市場に連絡員駐在の件

三、會社擴充に關する具体案
四、石炭品位取締令に關し當局との交渉顛末報告並に向後の對策

五、資材(坑木を除く)配給一元化に關し商工省當局指示事項對策

六、坑木配給統制組合創立に關し縣當局(農林省關係)指示事項對策

七、新入會員報告
以上

八、右拂込期日に係る件(右認可八月二日附なるにより八月末迄に拂込完了を要す)

○臨時株主總會

八月二十一日午後一時より若松商工會議所に於て開催、株主總數百三十九名中(二万株)出席者八十九名(此の株數一八、五五三株)定刻山本社長議長席に着いた。

一、株式未拂込金徵收並に増資申請に關し關係當局との交渉經過報告

二、右件に關する協議事項

三、石炭品位取締令に關し當局との交渉顛末報告並に向後の對策

四、資材(坑木を除く)配給一元化に關し商工省當局指示事項對策

五、坑木配給統制組合創立に關し縣當局(農林省關係)指示

△資材配給部會(山口部會)

八月二十二日本社會議室に於て開催した。

△第十一回購買研究會

七月十三日博多商工會議所に於て開催、手島、早間係員出席。

△鑛山用物資配給協議會

八月二日午後一時博多商工會議所に於て開催、全炭礦用度係員出席。資材部より赤司課長、町田、手島、早間岩崎、馬場出席した。

△米設配給に關する協議會

八月五日若松商工會議所に於て開催、赤司課長外出席。米穀日報様式變更の件其他に就き打合を行つた。

△第十二回購買研究會

本社會議室に於て開催した。

△日石提出書類に關する事務打合會

七月十三日若松商工會議所に於て開催、各炭坑係官出席

△地方部會

本月は七月十五日より順次開催、各部會を通じ野見山係員出張した。

十五日 西川部會

遠賀部會

「新玉」

△十日會

（自昭和十一年四月二十一日）

福岡鑛山監督局

十七日

飯塚部會

上嘉穂部會

「」

「」

十八日

上嘉穂部會

上山田大山

「」

「」

十九日

田川部會

後藤寺町「町役場」

△石炭船運賃協定協議會

八月三日若松石炭商組合に於て開催され、丹生係員出席した。

石炭鑛業権設定

（自昭和十一年四月二十一日）

福岡鑛山監督局

登録番號

鑛區所在地位

面積

鑛業権者

住所

氏名

福岡 岡
直方市
鞍手郡笠松村山口村

三一、〇〇〇
福岡市今泉町五丁目
福岡縣遠賀郡中間町

久家カツヨ
塚本卯吉外一人
寶珠山鑛業株式會社

福岡 岡
朝倉郡寶珠山村小石原村

三七、七〇〇
福岡市赤坂區新坂町
八幡市尾倉

花田卯造外一人
芳川命照外一人
吉原フデ外一人

佐賀 原
上益城郡木倉村飯野村
同

九五、〇〇〇
長崎縣北松浦郡中里村
林嘉右衛門外一人

久家カツヨ
塚本卯吉外一人

熊本 原
同郡秋津村熊本市
同

九九、〇〇〇
佐世保市保立町
同

久家カツヨ
吉原フデ外一人

長崎 原
同郡秋津村飯野村廣安村
北高來郡小江村深江村並ニ海面小野村地先

九九、〇〇〇
東京市赤坂區新坂町
八幡市尾倉

高須重彦
吉村秀明外一人

福岡 岡
山口 原
同郡夜須村
宇都市地先海面

八三、一〇〇
東京市芝區田村町二丁目
下關市關後地村

宇部礦業株式會社
樹本宗之進

鹿兒島 岡
佐賀 原
同郡多々良村香椎村箱崎町並ニ海面

九九、〇〇〇
北松浦郡中野村並ニ海面
熊毛郡南種子村中種子村

石原產業海運株式會社
和田繁雄外一人

佐賀 原
長崎 原
同郡多々良村香椎村
鞍手郡西川村

九九、〇〇〇
柏屋郡多々良村香椎村箱崎町並ニ海面
北松浦郡南由平村

久恒得郎外一人
永田九右衛門外一人

福岡 岡
同
同

八三、〇〇〇
佐世保市折橋町
同

桂桃一外一人
三菱鑛業株式會社
藤田勝人

福岡 岡
同
同

九九、〇〇〇
宇部市沖宇部
同

桂桃一外一人
三菱鑛業株式會社
藤田勝人

熊本 三六
八代郡金剛村下松求麻村高田村
天草郡一町田村官津村並ニ海面
長崎 畏文
福岡 吉丸
若松市並ニ海面
筑紫郡春日村安德村日佐村
同郡岩戸村春日村日佐村安德村
田川郡川崎町嘉穂郡山田町
糟屋郡志賀島村和白村並ニ海面
三池郡銀水村
豊浦郡東村岡枝村
杵島郡住吉村
小城郡三日月村
同郡小城町
西松浦郡伊萬里町大坪村
北松浦郡御厨村江迎村
同郡小佐々村

佐藤 年保
木和田 真太郎
原田 茂子
坂田 稲吉 外一人
太田 文雄 外一人
藤田 勝人
坂田 稲吉 外一人
太田 文雄 外一人
原田 茂子
坂田 稲吉 外一人
太田 文雄 外一人
藤田 勝人

延岡市	佐藤 年保
東京市麻布區竹井町	木和田 真太郎
大分、000 同市麻布區永坂町	原田 茂子
大分、000 長崎縣北松浦郡世知原村	坂田 稲吉 外一人
大分、000 小倉市米町七丁目	太田 文雄 外一人
大分、000 宇部市沖宇部	藤田 勝人
大分、000 福岡縣筑紫郡日佐村	坂田 稲吉 外一人
大分、000 同	太田 文雄 外一人
大分、000 東京市麹町區丸ノ内二丁目	野上 鎌業株式會社
大分、000 楠木縣上都賀郡日光町	高光小太郎 外一人
大分、000 長崎縣北松浦郡調川村	柴田 半次
大分、000 佐賀縣藤津郡久間村	山口 慶八
大分、000 同	山口 慶八
大分、000 東京市麹町區丸ノ内二丁目	三池炭業株式會社
大分、000 同	北松炭礦株式會社
大分、000 三菱鎌業株式會社	三菱鎌業株式會社



炭界日誌

福井生

七月十一日 木
△遞信省では石炭運賃に關する運賃の一部を改正した。
△燃料局分課規則改正(日炭監理によるもの)は豫算の爲實行困難と見られてゐる。

七月十二日 金

七月十六日 火
△三菱鎌業では八月一日から九州炭礦合併する事になった

△大阪安治川筋の石炭仲仕三百名、名古屋に移行したと傳へられる。

七月十七日 水

△上京中の赤司資材課長歸社した。
△石炭鑛業聯合會では炭礦用資材の一元的配給統制が正式決定したので近く實施することになった。

七月十八日 木

△商工省亞炭協議會では工業用石炭に三割の亞炭を混用せしむべく研究中である。

七月十九日 金

△機帆船の遠航により名古屋地方に九州炭が著しく増し全

七月十五日 月

△燃料局の調査によれば炭坑稼動者一人當採炭量は低下しつゝありとの事である。

量の七〇パーセントを示した。

七月二十日 土

△武内専務、鳳戸主事歸社した。

七月廿一日 日

△第2次近衛内閣成立今日親任式が舉行せられた、商相は

小林一三氏。

△日本石炭買入販賣價格要綱が内定した。

七月廿二日 月

△北支の日華合弁中國法人井陘炭坑股份有限公司が創立さ

れ、北支炭開發は活潑化せんとしてゐる。

七月廿三日 火

△大阪市では石炭仲仕の不足に對し割増金制度の外に獎勵

金制度を設くる事になつた。

七月廿四日 水

△大阪石炭協會取扱にかかる二號炭の收拾を日本石炭に於

て管理するものと見られてゐる。

七月二十五日 木

△福岡縣林務課では坑木單價の是正と、供給量の確保に万

催、赤司課長出席した。

七月卅一日 水

△若松警察署では經濟警察主催の下に石炭専門協議會を開

催の豫定である。

八月一日 木

△石炭販賣取締規則に代はるべき石炭配給調整規則が公布

された。

八月二日 金

△日發福岡出張所との度支店に昇格した。

八月三日 土

△燃料國策研究會臨時總會、液体燃料に關し協議した。

八月四日 日

△古田慶三氏等、北海道炭礦視察の爲出發した。

△技術協議會は中央の意向で分離されるものと思はれる。
技術協議會は中央の意向で分離されるものと思はれる。

△西部石炭聯合會では日石指定販賣會社設立委員會を福岡

△武内専務、要務を帶びて上京した。

全の策を樹立中である。

七月廿六日 金

△年産百萬噸を目標に樺太封鎖炭田の開發會社を設立が内定した。

七月廿七日 土

△本社橋本、安西兩課長上京した。

七月廿八日 日

△常磐石炭會社の設立資金認可の正式申請をなした。

七月廿九日 月

△日本石炭ではブル平準化炭價の値上げにつき考慮してゐるとの報が傳つた。

△武内専務、福鐵局を訪問した。

七月三十日 火

△福岡縣教育會館に於て九州地方石炭輸送連絡協議會委員會が開催された。

△炭坑用坑木配給組合創立準備委員會、福岡縣廳に於て開

△宇部時炭激増して成行を注目されてゐる。

八月十二日 月

△思惑氣配の爲、中小炭山坑所時炭漸増し當局の取締が希望されてゐる。

會員炭坑異動

新入會ノ部

炭礦名	所在地	電話	經者	營業	入會月日
日尾炭坑	佐賀縣西松浦郡山代町	江代茂吉	久良知重彦	七月十日	
歌ヶ浦炭坑	長崎縣北松浦郡鹿町村	林昌義	七月十日		
三河内炭坑	長崎縣東彼杵郡折尾瀬村	辻村彌三郎	七月十八日		
寶満炭坑	嘉穂郡幸袋町字永江				

(八月十日現在百七十五坑)

退會シタル分

炭礦名	所在	地	經營者	退會理由	退會月日
第一筑前炭坑	嘉穂郡稻築村	西田隆男	採掘終了	七月六日	

前號後藤炭坑トブルハ衛藤炭速坑ノ誤マリ

編輯後記

本社は去る二十一日の株主臨時總會により愈々增资案を可決し、資本金五百萬圓の會社となり、職員も約現在の五倍の二百五十名に増加する事となつた。機構も之を機会として、總務、統制、業務、經理、金融、販賣の六部となり、部の下に十五課を設け大なるを覺える。

×
近衛新政治体制は愈々設立委員の顔振れが決定し、國際的大轉換に即應して大きな改革が成されることがなつた。經濟体制も之に應じて從來より以上に高度の統制と編成變へが行はるゝであらう。石炭政策も日本石炭初め其指定會社の設立により十月一日よりの開業により、新しき出發がなされるが、近衛新体制の成立後に於て尙一歩進んだ石炭統制が行はるゝであらうことを豫想せざるを得ない。

互助會報・第五卷・第八號

購	冊	金參拾錢	郵稅共
半年分	金壹圓八拾錢同上		
一年分	金參圓六拾錢同上		

料金は前金の事

昭和十五年八月二十四日印刷納本
昭和十五年八月二十八日發行

若松市本町二丁目

石炭礦業互助會

編輯人 風戸道康

若松市塙町三丁目
印刷所 吉田万造

正	訂	正
誤		
問題		
一萬延		
合割		
決して不正行為		
決つてゐません		

電話 (長四〇六七九一六番)
福岡縣若松市本町二丁目
發行所 石炭礦業互助會

礦山用・工場用・諸機械・精密測定機

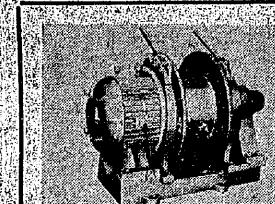
株式会社 谷商店

福岡市上小山町三ノ四番地
電話代表(0)三九三一一番

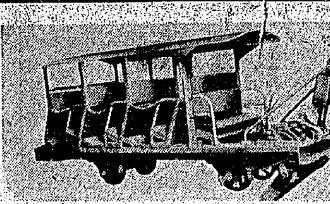
ベルト・コンベヤー設計製作・火工品・鑄鋼品・鑄鐵製品

代理關係

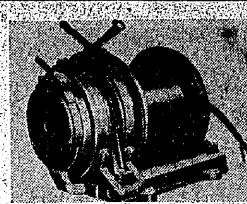
日本SKF	西部電氣工業株式會社
獨乙	乙ロットマン社礦山機械
獨乙	製鋼株式會社
瓜生	製作株式會社
樺本	チエーン製作所
大隈	東京衡機製造所
菊川	木工機械
草場	藤村機械製造株式會社
日本機械製鎖株式會社	江崎鐵工所
	福島鍛製造所
	トントン
	江崎鐵工所
	レス
	栗村製作所
	オノブ
	日立製モータードリル
	山本商會工作機械部
	アルフレッドベーパー
毛利	植田鐵工所
製作	アルフレッドベーパー
所	齒車
齒車	水壓式レール曲線機



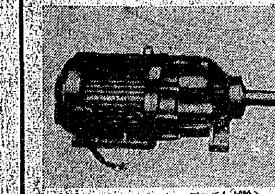
(小型萬能捲)



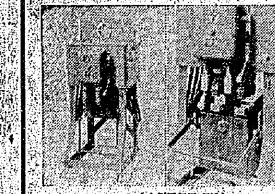
(人車急救車)



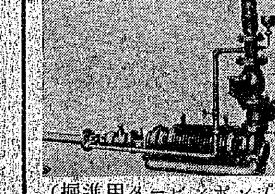
(九六型捲)



(コンベヤー電動機)
(GX-N-S型)



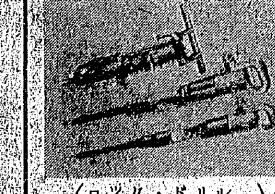
(電氣開閉器)



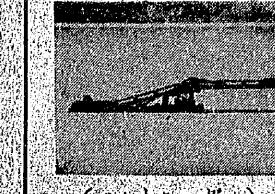
(掘進用タービンポンプ)



(空氣壓縮機)



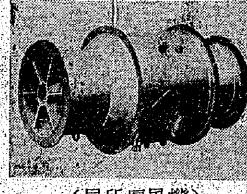
(ロツクリ・ドリル)
(ヒツクリ・ハンマー)



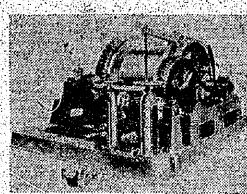
(ベルトローダー)



(九六型モーターブーリー)



(コールドドリル)
耐爆型 $\frac{1}{4}$ 馬力



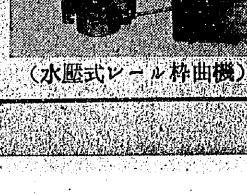
(局所煽風機)



(大型電氣捲)



(チーン・ローダー)



(水壓式レール曲線機)

明治二十九年四月七日第三編集會社
昭和十五年八月二十二日印刷
昭和十五年八月二十八日發行

石炭鑄業互助會報

發行所

若松市本町二丁目

石炭鑄業互助會